

平成27(2015)年度

東洋大学 自己点検・評価

評価の基準は、学科・専攻で定めている目的・目標・方針や
「判断基準および判断のポイント」に対する現在の達成度について、
S: 方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標の達成度が極めて高いことが、
根拠資料で証明されている。
A: おおむね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されている。
B: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成がやや不十分である。
C: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い。

部門名 : 法学部 第1部 法律学科

(1)理念・目的

★ 平成26年度 認証評価において指摘(努力課題)とされた事項

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期
1)大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか	理念・目的の明確化	※1	学部、学科ごとに、人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を、学則またはこれに準ずる規程等に定めているか。	「教育研究上の目的の公表等に関する規程」	各学部、学科において、「教育研究上の目的」を、「教育研究上の目的の公表等に関する規程」に適切に定めている。		※1.当該項目については、平成23～25年度の自己点検・評価及び平成26年度の認証評価の結果から、大学全体及び各学部・学科の現状には大きな問題がないと判断したため、第3期認証評価の評価項目の決定までは、毎年の自己点検・評価は実施しないこととした(平成27年7月10日、自己点検・評価活動推進委員会承認)。	
		2	学部、各学科の目的は、高等教育機関として大学が追求すべき目的(教育基本法、学校教育法参照)と整合しているか。					
		3	学部、各学科の目的は、建学の精神や大学の理念との関係性や、目指すべき方向性、達成すべき成果などを明らかにしているか。					
	実績や資源からみた理念・目的の適切性	4	学部、各学科の目的は、これまでの実績や現在の人的・物的・資金的資源からみて、適切なものとなっているか。					
	個性化への対応	5	学部、各学科の目的の中に、当該学部、学科の個性・特色を、中教審における大学の機能別分化論も視野に入れて打ち出しているか。					
2)大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(教職員および学生)に周知され、社会に公表されているか	構成員に対する周知方法と有効性	6	教職員・学生が、学部、各学科の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	「履修要覧」 ・ホームページ	各学部・学科において、「教育研究上の目的」を、「履修要覧」及びホームページにて公表している。			
		7	学部、各学科の目的の周知方法の有効性について、構成員の意識調査等による定期的な検証や、検証結果を踏まえた改善を行っているか。					
	社会への公表方法	8	受験生を含む社会一般が、学部、学科の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。					
3)大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか		9	学部、各学科の目的の適切性を、定期的に検証しているか。	なし	4年に1回のカリキュラム改訂の際に、各学部・学科の「教育研究上の目的」も検証している。			
		新	理念・目的の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。	・カリキュラムワーキンググループ会議議事録 ・カリキュラム検討委員会議事録 ・入試要項	法学部長の責任の下、カリキュラムワーキンググループ、カリキュラム検討委員会において検証している。	A		

(3)教員・教員組織

★ 平成26年度 認証評価において指摘(努力課題)とされた事項

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期
1)大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか	教員に求める能力・資質等の明確化	14	教員の採用・昇格に関する審査基準を明確にしているか。	・「教員採用の基本方針」 ・「教員資格審査基準」	全学の「教員採用の基本方針」及び「教員資格審査基準」を定めるとともに、各学部で、学長との協議の上、内規等を定めて基準を明確にしている。		※1と同様	
	教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化	15	組織的な教育を実施するために、教員間の連携体制が取られているか。	・なし	全学委員会のほか、学部内に各種委員会を設置して、組織的な連携体制と、責任の所在を明確にしている。			
	教員構成の明確化	16	学科の目的を実現するために、教員組織の編制方針を明確にしているか。	・法学部人事構想・将来構想委員会議事録 ・カリキュラムWG資料 ・法学部資格審査委員会資料 ・法学部教授会資料	退職者の補充、カリキュラム改定に伴う新科目設置のための教員募集の必要性を毎年度の始めに法学部人事構想・将来委員会を開催し、当該年度の教員組織および募集の編成方針を確認している。また、将来構想委員会・教授会で審議した上で学長室に教員募集に関する要項を提出し、裁可を得ている。	B	教員の組織編成に関する指針を整備する。	
		17	学部、各学科の個性、特色を発揮するために、契約制外国教員、任期制教員、非常勤講師などに関する方針を明確にしているか。					
2)学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか	編制方針に沿った教員組織の整備	※18	学部、各学科に割り当てられた専任教員数(教員補充枠)を充足しているか。	・教員組織表	充足結果については、学長と各学部長による「教員人事ヒアリング」を実施し、学部より学長に報告を行っている。		※1と同様	
		19	学部、各学科において、専任教員数(助教除く)の半数は教授となっているか。		企業法学科では、教員24名中17名が教授であり、70.8%を占めている。教員構成がバランスのとれた年齢構成となるように教員採用の際にも配慮を行う。年齢構成については、41～50歳までが41.7%と高い割合を示している。	B	教員の組織編成に関する指針を整備する。	
		20	学部として、～30、31～40、41～50、51～60、61歳以上の各年代の比率が、著しく偏っていないか。	・平成27年度法学部教員年齢構成表(平成27年5月1日付)				
		21	教員組織の編成方針に則って教員組織が編制されているか。					
	授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備	22	専任・非常勤を問わず、教員の科目担当について、教育研究業績に基づいて担当の可否を判断しているか。	・なし	専任・非常勤を問わず、資格審査委員会及び教授会の審議の際には、担当予定科目を明示した上で担当予定科目に関連する教歴、研究業績を基に審査することを前提としている。		※1と同様	
3)教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか	教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化	23	教員の採用・昇格に関する手続きを明確にしているか。	・「職員の任免及び職務規則」 ・「教員資格審査委員会規程」 ・「教員人事補充事務手続き概略フロー」 ・「大学専任教員採用の理事長面接の流れ」	「職員の任免及び職務規則」及び「教員資格審査委員会規程」に手続きは明確にされている。また、プロセスについても「教員人事補充事務手続き概略フロー」及び「大学専任教員採用の理事長面接の流れ」に明示されている。毎年度末に、学長と各学部長による「教員人事ヒアリング」を実施し、当該年度の結果と次年度以降の計画を確認することで、各学部の人事が、適切に行われるようにしている。			
	規程等に従った適切な教員人事	24	教員の採用・昇格に際し、規程等に定めたルールが適切に守られているか。					
4)教員の資質の向上を図るための方策を講じているか	ファカルティ・ディベロップメント(FD)の実施状況と有効性	25	研究、社会貢献、管理業務に関して、教員の資質向上に向けた取り組みをしているか。	・新任教員事前研修資料 ・学外FD関連研修会案内 ・海外・国内特別研究員規程、件数 ・教員活動評価資料	新任教員に対する研修会の実施や、専任教員の学外研修会への参加支援、また海外・国内の特別研究制度により、教員の資質の向上を図るとともに、「教員活動評価」制度の導入を進めており、平成27年度については2回目のトライアル実施を行う予定である。			
	教員の教育研究活動等の評価の実施	26	教員の教育研究活動等の評価を、教育、研究、社会貢献、管理業務などの多様性を踏まえて実施しているか。					
		新	教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	・法学部人事構想・将来構想委員会資料 ・議事録	教員組織の適切性については法学部長が責任主体となり、法学部将来構想・人事構想委員会において年度初めに検証を行っているところである。	A		

(4)教育内容・方法・成果

「教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針」

★ 平成26年度 認証評価において指摘(努力課題)とされた事項

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期		
1)教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか	学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示	27	教育目標を明示しているか。	・「教育研究上の目的の公表等に関する規程」	各学部、学科において、「教育研究上の目的」を「教育研究上の目的の公表等に関する規程」に適切に定めている。		※1と同様			
	教育目標と学位授与方針との整合性	※28	ディプロマ・ポリシーを設定しているか。	・履修要覧 ・ホームページ	各学部、学科において、ディプロマ・ポリシーを定めている。					
		29	教育目標とディプロマ・ポリシーは整合しているか。	・2015法学部履修要覧p.34 ・2015法学部履修要覧p.38 ・法学部ホームページ	法学部履修要覧において「教育・研究上の目的」とディプロマポリシーとの整合性については適切である。 ディプロマ・ポリシーにも学修成果について「いわゆる六法及びその法的関連科目に関する専門知識を修得し、社会における数々の法的な紛争に対してその論点を的確に把握して、法に基づいて公平で正義にかなった解決が得る法的素養」と明示している。 毎年、執行部およびカリキュラム検討委員会において整合性について検証を行っている。	A				
		30	ディプロマ・ポリシーには、修得すべき学習成果が明示されているか。							
2)教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか	教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示	※31	カリキュラム・ポリシーを設定しているか。	・履修要覧 ・ホームページ	各学部、学科において、カリキュラム・ポリシーを定めている。		※1と同様			
		32	カリキュラム・ポリシーは、教育目標やディプロマ・ポリシーと整合しているか。	・2015法学部履修要覧 p.34 ・2015法学部履修要覧p.38 ・法学部ホームページ	法学部履修要覧において「教育・研究上の目的」とディプロマポリシーとの整合性については適切である。 ディプロマ・ポリシーにも学修成果について「いわゆる六法及びその法的関連科目に関する専門知識を修得し、社会における数々の法的な紛争に対してその論点を的確に把握して、法に基づいて公平で正義にかなった解決が得る法的素養」と明示している。 毎年、執行部およびカリキュラム検討委員会において整合性について検証を行っている。				A	
	科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示	33	カリキュラム・ポリシーに基づき、科目区分、必修・選択の別、単位数の設定が行われているか。							
3)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員(教職員および学生等)に周知され、社会に公表されているか	周知方法と有効性	34	教職員・学生が、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしており、かつ、その周知方法が有効であるか。	・「履修要覧」 ・ホームページ	「履修要覧」及びホームページにて公表している。		※1と同様			
	社会への公表方法	35	受験生を含む社会一般が、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。							
4)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか		36	教育目的、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を、定期的に検証しているか。	・なし	4年に1回のカリキュラム改訂の際に、各学部・学科の教育研究上の目的や3つのポリシーも見直すこととしている。					
		新	教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	・法学部カリキュラム検討委員会資料 ・法学部カリキュラム検討委員会WG資料 ・法学部教授会資料	法学部長が責任主体となり、毎年度、執行部会、カリキュラム検討委員会において、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性を検証している。カリキュラム改定時にはカリキュラム検討WGにおいても、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性を検証を行っている。				A	

評価項目	評価の視点		判断基準および 判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1)教育課程の編成・実施 方針に基づき、授業科目 を適切に開設し、教育課 程を体系的に編成してい るか	必要な授業科目の開設状 況	37	教育課程上、主要な授業科目はすべて開講し ているか。	・平成27年度 個人別時間割表 ・履修要覧p.48-49 ・法学部企業法学科教育課程表	平成27年度主要な授業科目は全て開講している。 基盤教育科目、専門科目の位置づけを明らかにしている。 教育課程は、科目の順次性に配慮し、各年次に体系的に配置され ている。	A		
	順次性のある授業科目の 体系的配置	38	教育課程は、授業科目の順次性に配慮して、 各年次に体系的に配置されているか。					
	教養教育・専門教育の位 置づけ	39	教養教育、専門教育の位置づけを明らかにし ているか。					
		40	カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する 学習成果の修得につながる教育課程となってい るか。					
2)教育課程の編成・実施 方針に基づき、各課程に 相応しい教育内容を提供 しているか	学士課程教育に相応しい 教育内容の提供	41	中教審答申における「学士力」等を踏まえ、学 士課程教育に相応しい教育内容を提供してい るか。	・学科 教育課程表 ・該当科目 シラバス 「インターンシップ」「情報化社会と法」	「学士力」に対応するため「知識・理解」については、共通教養科目 (一般教養的科目)および外国語教育で対応し、「汎用的技能」につ いては、各学年に設定した演習科目で対応し、「態度・志向性」につ いては、哲学教育、インターンシップの導入で対応している。「倫理 観」については「情報化社会と法」で対応している。 法学入門・法学基礎演習を1年次の必修科目として専門科目の導入 を図ると同時に、1年次の専門科目である憲法と民法において、春 学期について導入・入門的な講義内容を心がけるように申し合わせ ている。高大連携については、入学前事前指導を実施している。	A		
	初年次教育・高大連携に 配慮した教育内容	42	専門教育への導入に関する配慮(初年次教 育、導入教育の実施等)を行っているか。					
		新	教育課程の適切性を検証するにあたり、責任 主体・組織・権限・手続を明確にしているか。ま た、その検証プロセスを適切に機能させ、改善 につなげているか。	・カリキュラムWG資料	法学部長が責任主体となり、法学部カリキュラム検討委員会、カリ キュラムWGで検討を経て、法学部教授会において審議している。	A		

評価項目	評価の視点		判断基準および 判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期
1)教育方法および学習指導は適切か	教育目標の達成に向けた授業形態(講義・演習・実験等)の採用	43	教育目標を達成するために、各授業科目において、授業形態(講義、演習、実験、実習、実技)を適切に設定しているか。	・2015法学部履修要覧	基幹科目として基本六法を中心とした講義科目を設置している。2・3年次以降は手続法、行政法等の展開科目を配置している。企業法学科の特徴でもある経営学の基礎を修得する科目群も設置している。1年次導入ゼミナールとして「法学基礎演習」、2年次に「教養演習」、3・4年次に「専門演習」を設置している。講義科目、演習科目等を適切に配置している。	A		
	学生の主体的参加を促す授業方法	45	学生の主体的参加を促すための配慮(学生数、授業方法の工夫、施設・設備の利用など)を行っているか。					
		46	カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育方法となっているか。					
		履修科目登録の上限設定、学習指導の充実	※44	単位の実質化を図るため、1年間の履修登録科目の上限を50単位未満に設定しているか(最終年次、編入学学生等も含む)。	・履修要覧	全学部・学科において、1年間の履修登録科目の上限を、50単位未満に設定している(卒業要件外の科目を除く)。		※1と同様
2)シラバスに基づいて授業が展開されているか	シラバスの作成と内容の充実	47	シラバスに、講義の目的・内容、到達目標(学習成果)、講義スケジュール(各回の授業内容)を、具体的に記載しているか。	・シラバスの作成依頼 ・シラバスの点検資料 ・「授業評価アンケート」資料	シラバスについては、毎年、学長及び教務部長の連名においてシラバス作成の際の必須事項、留意事項を明示するとともに、各学部によるシラバス点検を実施し、必須事項の明示や内容の充実に向けて取り組んでいる。 また全学統一の授業評価アンケートにおいて、「シラバスに即した内容の授業が行われていたと思いますか」という設問を用意し、授業内容・方法とシラバスとの整合性を確認している。			
	授業内容・方法とシラバスとの整合性	48	授業内容・授業方法がシラバスに則って行われているか。					
3)成績評価と単位認定は適切に行われているか	厳格な成績評価(評価方法・評価基準の明示)	49	シラバスの「成績評価の方法・基準」に、複数の方法により評価する場合にはその割合や、成績評価基準を明示しているか。					
	単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性	50	各授業科目の単位数は、大学設置基準に沿って設定されているか。	・教育課程表	全学部・学科において、大学設置基準に沿って、各科目の単位数及び授業時間数を設定している。			
		51	各授業科目の授業時間数は、大学設置基準に沿って設定されているか。					
	既修得単位認定の適切性	52	海外を含む他大学、短期大学、高等専門学校で修得した単位の認定、TOEIC等、または入学前の学習の単位認定を、適切な手続きに従って、合計60単位以下で行っているか(編入学者を除く)。	・東洋大学学則	学則において60単位まで認定できることを定めており、各学部教授会で審議の上で単位認定を行っている。			
	4)教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか	授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施	53	教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした、組織的な研修・研究の機会を設けているか。	・FD推進センター活動報告書	FD推進センター及びFD推進委員会において、組織的な研修、研究を定期的実施している。また、各学部においても独自のFD活動が増加、充実してきており、その成果が毎年、「FD推進センター活動報告書」にまとめられている。		
54			教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした研修・研究が定期的の実施されており、かつ、研修・研究の成果が具体的に明らかになっているか。					
		新	教育内容・方法等の改善を図るための、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	・シラバスチェック担当者一覧 ・法学部FD学習会 配付資料	法学部長が責任主体となり、法学部開講主体の科目についてはシラバスのチェックを行い、教育内容・方法等について検証を加えているところである。 学部FD委員会においてFD学習会を開催し、教員相互で教育内容・方法について検討を行っている。			

「成果」

★ 平成26年度 認証評価において指摘(努力課題)とされた事項

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期
1)教育目標に沿った成果が上がっているか	学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用	55	各科目における学生の学習効果を測定するための評価指標を開発・運用し、教育内容・方法等の改善に努めているか。	・学部FD学習会 配付資料	法学部では、学生の学修成果の測定のために、法律に関しては法学検定試験、語学に関してはTOEIC、学業全体に関しては成績優秀者や資格取得・検定合格者の学部長表彰を活用している。さらに2013年からはGPA制度を導入し、学習成果の評価指標として経年的な測定に用いる見通しである。 法学検定試験とTOEICに関しては、受験料を補助することで学生の受験促進をはかっている。なお、法学検定の結果はゼミ教員に通知されて指導を受ける形となっており、またTOEICの結果は英語科目の成績に反映したり次年度の英語科目のコース分けに用いたりして、学生の勉学意欲を高める工夫をしている。こうした努力の結果、2012年度法学検定スタンダードコース合格数が全国1位・ベーシックコース合格数が全国2位、2013年度法学検定ベーシックコース合格数が全国1位・スタンダードコース合格数が全国2位という実績をあげることができている。 卒業時アンケートについては全学のフォーマットに基づき毎年実施している。卒業生からは「レポートの作成方法」を学びたかったという意見があり、学部として「法学基礎演習」において指導を深めてゆくこととした。	A		
	学生の自己評価、卒業後の評価(就職先の評価、卒業生評価)	56	学生の自己評価や、学部、学科の教育効果や就職先の評価、卒業時アンケートなどを実施しているか。					
2)学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか	学位授与基準、学位授与手続きの適切性	57	卒業要件を明確にし、あらかじめ学生が知りうる状態にしているか。		全学部・学科において、卒業要件を「履修要覧」に明示している。	A	※1と同様	
		58	ディプロマ・ポリシーと卒業要件が整合しており、ディプロマ・ポリシーに則って学位授与を行っているか。	・2015法学部履修要覧	卒業要件は、基盤教育科目から28単位以上、専門科目から72単位以上で、各条件単位を含み、合計で124単位以上修得しなければならない。法的素養を身につけることが到達目標であるので基盤教育科目・専門科目のバランスもとれている。各セメスターの履修可能単位数も24単位以内とキャップ制が採用されており適切である。			
		新	学位授与にあたり、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って、学位を授与しているか。	・法学部教授会資料 卒業判定	法学部長が責任主体となり、法学部教授会において卒業判定を行っている。履修要覧に明記した要件を充足した学生に対して学位を授与している。	A		

(5)学生の受け入れ

★ 平成26年度 認証評価において指摘(努力課題)とされた事項

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方針	改善時期
1)学生の受け入れ方針を明示しているか	求める学生像の明示	※59	アドミッション・ポリシーを設定しているか。	・ホームページ	各学部、学科において、アドミッション・ポリシーを定めている。	A	※1と同様	
		60	アドミッション・ポリシーは、学部、各学科の目的、教育目標を踏まえ、修得しておくべき知識の内容、水準等を明らかにしているか。	・入試要項 ・法学部ホームページ ・法学部履修要覧	・企業法学科のアドミッション・ポリシーは、学部、各学科の目的、教育内容を踏まえた内容となっており、修得しておくべき知識の内容、水準等が明示されている。			
	当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示	61	受験生を含む社会一般が、アドミッション・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	・ホームページ ・「東洋大学アドミッション・ポリシー」	ホームページにてアドミッション・ポリシーを公表している。また、指定校推薦を依頼している高等学校等には、全学科のアドミッション・ポリシーを冊子化にまとめて送付している。		※1と同様	
2)学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学選抜を行っているか	学生募集方法、入学選抜方法の適切性	62	受験生に、入試方式別に、募集人員、選考方法を明示しているか。	・「東洋大学入試情報」	ホームページにて、入試種別別に、募集人員、選考方法等を公表している。	A		
		63	一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の設定をしているか。	・法学部入試要項 ・法学部ホームページ ・法学部教授会資料	・全学入試委員会の方針を受けて、法学部で各入試方式の趣旨にあった募集を行っている。 ・一般入試については全学の方針に従い実施体制を敷いている。 ・AO型入試、推薦入試についてはその実施体制を法学部教授会で審議している。			
	入学選抜において透明性を確保するための措置の適切性	66	アドミッション・ポリシーに従って、入試方式や募集人員、選考方法を設定しているか。					
		64	学生募集、入学選抜を適切に行うために必要な体制を整備しているか。	・入学試験実施本部体制	学長を本部長とした「東洋大学入学試験実施本部」の下、「入学試験実施管理本部」等の体制を構築して入学試験を適切に実施している。		※1と同様	
		※65	一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式で、募集定員の2倍以上の学生が入学していないか。					
3)適切な定員を設定し、入学を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか	収容定員に対する在籍学生数比率の適切性	※67	学科における過去5年の入学定員に対する入学人数比率の平均が0.90～1.25(※実験・実習系の学科は1.20)の範囲となっているか。		定員管理については、平成27年度より収容定員の見直しを行い、適切な規模に応じて各学部・学科の定員を改正するとともに、毎年の入学人数の策定においては、過年度データ等を活用しながら、受入人数の適正化に努めている。			
		※68	学科における収容定員に対する在籍学生数比率が0.90～1.25(※実験・実習系の学科は1.20)の範囲となっているか。					
		※69	学部における編入学定員に対する在籍学生数比率が0.7～1.29の範囲となっているか。また、編入学を「若干名」で募集している場合、10名以上の学生を入学させていないか。					
	定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応	70	定員超過または未充足について、原因調査と改善の方針の立案を行っているか。	・法学部教授会資料	・法学部執行部および入試制度検討委員会により定員管理を適切に行っている。	A		
4)学生募集および入学選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか		71	アドミッション・ポリシーの適切性を、恒常的に検証しているか。	・なし	4年に1回のカリキュラム改訂の際に、各学部・学科の3つのポリシーも見直すこととしている。		※1と同様	
		72	学生募集および入学選抜の適切性を定期的に検証する組織を常設して、定期的にその適切性と公平性についての検証を行っているか。	・なし	年間を通して入試部が現状を分析し、翌年度入試に向けた検討事項を各学部・学科に提案している。これに基づき、各学科入試委員会を中心とした各学部入試委員会で検討を行い、その検討結果を集約した上で、学長ならびに各学部長を主たる構成員とする全学入試委員会で年2回の検討・決定を行っており、定期的な検証を行っている。			
		新	学生の受け入れの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	・全学入試委員会資料 ・法学部入試制度検討委員会資料 ・法学部教授会資料 ・外部業者による検証資料	法学部長が責任主体となり、法学部入試制度検討委員会において手続を定め、それに沿って学生の受け入れを行っている。毎年、法学部教授会において次年度入試の方式、募集人数を審議している。さらに、7月に入試状況を客観的に分析検討する機会を設けている。	S		

(11)その他

★ 平成26年度 認証評価において指摘(努力課題)とされた事項

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期
1)大学が推進している3つの柱を基盤とした教育・研究活動を行っているか。	哲学教育	97	教育・研究活動の中で哲学教育を推進しているか。	・学部HP http://www.toyo.ac.jp/site/law/21314.html	2013年度カリキュラムより法学部独自の1年次必修科目として「井上円了と建学の精神」を開講している。本学の教育理念「自分の哲学をもつ」「本質に迫って深く考える」「主体的に社会の課題に取り組む」は、東洋大学の前身、哲学館を創立した井上円了の建学の精神「諸学の基礎は哲学にあり」「独立自治」「知徳兼全」に基づいている。これらを講義中に学ぶことに加え、創立者井上円了によって「教育的、倫理的、哲学的精神修養」の場として明治36(1903)年に創設された「中野区立哲学堂公園」の見学会も実施し、授業の内容を更に深めている。	S		
	国際化	98	教育・研究活動の中で国際化を推進しているか。	・ロンドン大学協定書 ・学部HP http://www.toyo.ac.jp/site/law/ ・シラバス 2015年度 (ToyoNet-G掲載)	基盤教育(一般教養の科目)では英語及び選択外国語科目で構成する文化間コミュニケーション科目10単位を卒業要件としている。英語の必修科目については習熟度及び個々の目的(留学、資格取得等の希望)に応じたクラス編成を行い、また、全学生に英語母語教員の授業を履修させて、高校までに習得した知識を発展的に伸ばすことを目指している。選択科目としてビジネス・イングリッシュを開講し、また、2013年度からは短期留学プログラムに法学部独自の海外語学研修を加えるなどして、教育内容に実践性を持たせることも重視している。また、全学で実施している短期語学セミナー、交換留学において修得した単位については、学部において短期留学プログラム、長期留学プログラムⅠ/Ⅱとして卒業単位に認定している。さらに、英語以外にも初習外国語も履修させることで多文化的な異文化理解のための視点を涵養し国際化教育の充実を図っている。 専門科目においても英語で行う授業を開講し、国際的な場面でも専門的知識をいかして活躍できる能力の開発にも注力している。現行カリキュラムではInternational Law A/B, Fundamental Concepts of International Politics A/B, Fundamental Concepts of Peace Studies A/B, International Relations A/B(次年度開講)、を開講し、学部のポリシーであるグローバル化に対応できる人材の育成を目指している。 ・法学部では、授業とは異なるアプローチで、英語を使えるようになる場として、Friday English Lunchを実施している。シラバスに基づいて教員が主導する正課授業に加え、学生がより自発的にネイティブスピーカーとコミュニケーションできる正課外の機会を設け、学生の主体的な学習への取組を促し、英語教育の実効性を高める。昼食を取りながら交換留学生とコミュニケーションを図るとともに、交換留学生による週に1度の英語によるブログを配信している。 H25年度より国際インターンシップを試行実施。国際連合訓練調査研究所広島事務所において、外国人スタッフの研修プログラムの準備や助手、通訳等を実習内容とする。H26年度より、学部科目「インターンシップ」で、単位認定を予定している。	S		
	キャリア教育	99	教育・研究活動の中でキャリア教育を推進しているか。	・シラバス 2015年度 (ToyoNet-G掲載) ・学部HP http://www.toyo.ac.jp/site/law//	法学部では、キャリア教育の一環として、学部科目に①キャリアプランニング②インターンシップ③公務員基礎法④公共政策と法(公務員対策)⑤総合憲法(公務員対策)⑥特殊講義ⅠA(法学検定対策)⑦特殊講義ⅠB(就職対策)⑧特殊講義ⅠD(土地家屋調査士 寄附講座)を開講し、キャリアプランニング、公務員試験対策、就職試験対策、各種資格取得対策を正課授業で講じている。またこれに加えて課外講座、昼休み個人面談等、学部独自の就職支援行事も実施している。また、正課授業における外部講師の講演も積極的に取り入れている。講義で修得した内容と社会で実際活躍をされている方々の講演を併せて聞くことにより、学習意欲を向上させている。	S		

平成27(2015)年度

東洋大学 自己点検・評価

評価の基準は、学科・専攻で定めている目的・目標・方針や「判断基準および判断のポイント」に対する現在の達成度について、
S: 方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標の達成度が極めて高いことが、
根拠資料で証明されている。
A: おおむね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されている。
B: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成がやや不十分である。
C: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い。

部門名 : 法学部 第1部 企業法学科

(1)理念・目的

★ 平成26年度 認証評価において指摘(努力課題)とされた事項

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期
1)大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか	理念・目的の明確化	※1	学部、学科ごとに、人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を、学則またはこれに準ずる規程等に定めているか。	・「教育研究上の目的の公表等に関する規程」	各学部、学科において、「教育研究上の目的」を、「教育研究上の目的の公表等に関する規程」に適切に定めている。		※1.当該項目については、平成23～25年度の自己点検・評価及び平成26年度の認証評価の結果から、大学全体及び各学部・学科の現状には大きな問題がないと判断したため、第3期認証評価の評価項目の決定までは、毎年の自己点検・評価は実施しないこととした(平成27年7月10日、自己点検・評価活動推進委員会承認)。	
		2	学部、各学科の目的は、高等教育機関として大学が追求すべき目的(教育基本法、学校教育法参照)と整合しているか。					
		3	学部、各学科の目的は、建学の精神や大学の理念との関係性や、目指すべき方向性、達成すべき成果などを明らかにしているか。					
	実績や資源からみた理念・目的の適切性	4	学部、各学科の目的は、これまでの実績や現在の人的・物的・資金的資源からみて、適切なものとなっているか。					
	個性化への対応	5	学部、各学科の目的の中に、当該学部、学科の個性・特色を、中教審における大学の機能別分化論も視野に入れて打ち出しているか。					
2)大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(教職員および学生)に周知され、社会に公表されているか	構成員に対する周知方法と有効性	6	教職員・学生が、学部、各学科の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	・「履修要覧」 ・ホームページ	各学部・学科において、「教育研究上の目的」を、「履修要覧」及びホームページにて公表している。			
		7	学部、各学科の目的の周知方法の有効性について、構成員の意識調査等による定期的な検証や、検証結果を踏まえた改善を行っているか。					
	社会への公表方法	8	受験生を含む社会一般が、学部、学科の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。					
3)大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか		9	学部、各学科の目的の適切性を、定期的に検証しているか。	・なし	4年に1回のカリキュラム改訂の際に、各学部・学科の「教育研究上の目的」も検証している。			
		新	理念・目的の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織・権限・手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。	・カリキュラムワーキンググループ 会議議事録 ・カリキュラム検討委員会議事録 ・入試要項	法学部長の責任の下、カリキュラムワーキンググループ、カリキュラム検討委員会において検証している。	A		

(3)教員・教員組織

★ 平成26年度 認証評価において指摘(努力課題)とされた事項

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期
1)大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか	教員に求める能力・資質等の明確化	14	教員の採用・昇格に関する審査基準を明確にしているか。	・「教員採用の基本方針」 ・「教員資格審査基準」	全学の「教員採用の基本方針」及び「教員資格審査基準」を定めるとともに、各学部で、学長との協議の上、内規等を定めて基準を明確にしている。		※1と同様	
	教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化	15	組織的な教育を実施するために、教員間の連携体制が取られているか。	・なし	全学委員会のほか、学部内に各種委員会を設置して、組織的な連携体制と、責任の所在を明確にしている。			
	教員構成の明確化	16	学科の目的を実現するために、教員組織の編制方針を明確にしているか。	・法学部人事構想・将来構想委員会議事録 ・カリキュラムWG資料 ・法学部資格審査委員会資料 ・法学部教授会資料	退職者の補充、カリキュラム改定に伴う新科目設置のための教員募集の必要性を毎年度の始めに法学部人事構想・将来委員会を開催し、当該年度の教員組織および募集の編成方針を確認している。また、将来構想委員会・教授会で審議した上で学長室に教員募集に関する要項を提出し、裁可を得ている。	B	教員の組織編成に関する指針を整備する。	
		17	学部、各学科の個性、特色を発揮するために、契約制外国教員、任期制教員、非常勤講師などに関する方針を明確にしているか。					
2)学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか	編制方針に沿った教員組織の整備	※18	学部、各学科に割り当てられた専任教員数(教員補充枠)を充足しているか。	・教員組織表	充足結果については、学長と各学部長による「教員人事ヒアリング」を実施し、学部より学長に報告を行っている。		※1と同様	
		19	学部、各学科において、専任教員数(助教除く)の半数は教授となっているか。					
		20	学部として、～30、31～40、41～50、51～60、61歳以上の各年代の比率が、著しく偏っていないか。	・平成27年度法学部教員年齢構成表(平成27年5月1日付)	企業法学科では、教員24名中17名が教授であり、70.8%を占めている。教員構成がバランスのとれた年齢構成となるように教員採用の際にも配慮を行う。年齢構成については、41～50歳までが41.7%と高い割合を示している。	B	教員の組織編成に関する指針を整備する。	
		21	教員組織の編成方針に則って教員組織が編制されているか。					
	授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備	22	専任・非常勤を問わず、教員の科目担当について、教育研究業績に基づいて担当の可否を判断しているか。	・なし	専任・非常勤を問わず、資格審査委員会及び教授会の審議の際には、担当予定科目を明示した上で担当予定科目に関連する教歴、研究業績を基に審査することを前提としている。		※1と同様	
3)教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか	教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化	23	教員の採用・昇格に関する手続きを明確にしているか。	・「職員の任免及び職務規則」 ・「教員資格審査委員会規程」 ・「教員人事補充事務手続き概略フロー」 ・「大学専任教員採用の理事長面接の流れ」	「職員の任免及び職務規則」及び「教員資格審査委員会規程」に手続きは明確にされている。また、プロセスについても「教員人事補充事務手続き概略フロー」及び「大学専任教員採用の理事長面接の流れ」に明示されている。毎年度末に、学長と各学部長による「教員人事ヒアリング」を実施し、当該年度の結果と次年度以降の計画を確認することで、各学部の人事が、適切に行われるようにしている。			
	規程等に従った適切な教員人事	24	教員の採用・昇格に際し、規程等に定めたルールが適切に守られているか。					
4)教員の資質の向上を図るための方策を講じているか	ファカルティ・ディベロップメント(FD)の実施状況と有効性	25	研究、社会貢献、管理業務に関して、教員の資質向上に向けた取り組みをしているか。	・新任教員事前研修資料 ・学外FD関連研修会案内 ・海外・国内特別研究員規程、件数 ・教員活動評価資料	新任教員に対する研修会の実施や、専任教員の学外研修会への参加支援、また海外・国内の特別研究制度により、教員の資質の向上を図るとともに、「教員活動評価」制度の導入を進めており、平成27年度については2回目のトライアル実施を行う予定である。			
	教員の教育研究活動等の評価の実施	26	教員の教育研究活動等の評価を、教育、研究、社会貢献、管理業務などの多様性を踏まえて実施しているか。					
		新	教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	・法学部人事構想・将来構想委員会資料・議事録	教員組織の適切性については法学部長が責任主体となり、法学部将来構想。人事構想委員会において年度初めに検証を行っているところである。	A		

(4)教育内容・方法・成果

「教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針」

★ 平成26年度 認証評価において指摘(努力課題)とされた事項

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方針	改善時期
1)教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか	学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示	27	教育目標を明示しているか。	・「教育研究上の目的の公表等に関する規程」	各学部、学科において、「教育研究上の目的」を「教育研究上の目的の公表等に関する規程」に適切に定めている。		※1と同様	
	教育目標と学位授与方針との整合性	※28	ディプロマ・ポリシーを設定しているか。	・履修要覧 ・ホームページ	各学部、学科において、ディプロマ・ポリシーを定めている。			
		29	教育目標とディプロマ・ポリシーは整合しているか。	・2015法学部履修要覧p.34 ・2015法学部履修要覧p.38 ・法学部ホームページ	法学部履修要覧において「教育・研究上の目的」とディプロマポリシーとの整合性については適切である。 ディプロマ・ポリシーにも学修成果について「いわゆる六法及びその法的関連科目に関する専門知識を修得し、社会における数々の法的な紛争に対してその論点を的確に把握して、法に基づいて公平で正義にかなった解決ができ得る法的素養」と明示している。 毎年、執行部およびカリキュラム検討委員会において整合性について検証を行っている。	A		
		30	ディプロマ・ポリシーには、修得すべき学習成果が明示されているか。					
2)教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか	教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示	※31	カリキュラム・ポリシーを設定しているか。	・履修要覧 ・ホームページ	各学部、学科において、カリキュラム・ポリシーを定めている。		※1と同様	
		32	カリキュラム・ポリシーは、教育目標やディプロマ・ポリシーと整合しているか。	・2015法学部履修要覧 p.34 ・2015法学部履修要覧p.38 ・法学部ホームページ	法学部履修要覧において「教育・研究上の目的」とディプロマポリシーとの整合性については適切である。 ディプロマ・ポリシーにも学修成果について「いわゆる六法及びその法的関連科目に関する専門知識を修得し、社会における数々の法的な紛争に対してその論点を的確に把握して、法に基づいて公平で正義にかなった解決ができ得る法的素養」と明示している。 毎年、執行部およびカリキュラム検討委員会において整合性について検証を行っている。			
	科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示	33	カリキュラム・ポリシーに基づき、科目区分、必修・選択の別、単位数の設定が行われているか。					
3)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員(教職員および学生等)に周知され、社会に公表されているか	周知方法と有効性	34	教職員・学生が、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしており、かつ、その周知方法が有効であるか。	・「履修要覧」 ・ホームページ	「履修要覧」及びホームページにて公表している。		※1と同様	
	社会への公表方法	35	受験生を含む社会一般が、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。					
4)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか		36	教育目的、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を、定期的に検証しているか。	・なし	4年に1回のカリキュラム改訂の際に、各学部・学科の教育研究上の目的や3つのポリシーも見直すこととしている。		※1と同様	
		新	教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	・法学部カリキュラム検討委員会資料 ・法学部カリキュラム検討委員会WG資料 ・法学部教授会資料	法学部長が責任主体となり、毎年度、執行部会、カリキュラム検討委員会において、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性を検証している。カリキュラム改定時にはカリキュラム検討WGにおいても、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性を検証を行っている。			

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期
1)教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか	必要な授業科目の開設状況	37	教育課程上、主要な授業科目はすべて開講しているか。	・平成27年度 個人別時間割表 ・履修要覧p.48-49 ・法学部企業法学科教育課程表	平成27年度主要な授業科目は全て開講している。基盤教育科目、専門科目の位置づけを明らかにしている。教育課程は、科目の順次性に配慮し、各年次に体系的に配置されている。	A		
	順次性のある授業科目の体系的配置	38	教育課程は、授業科目の順次性に配慮して、各年次に体系的に配置されているか。					
	教養教育・専門教育の位置づけ	39	教養教育、専門教育の位置づけを明らかにしているか。					
		40	カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育課程となっているか。					
2)教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか	学士課程教育に相応しい教育内容の提供	41	中教審答申における「学士力」等を踏まえ、学士課程教育に相応しい教育内容を提供しているか。	・学科 教育課程表 ・該当科目 シラバス 「インターンシップ」「情報化社会と法」	「学士力」に対応するため「知識・理解」については、共通教養科目（一般教養的科目）および外国語教育で対応し、「汎用的技能」については、各学年に設定した演習科目で対応し、「態度・志向性」については、哲学教育、インターンシップの導入で対応している。「倫理観」については「情報化社会と法」で対応している。 法学入門・法学基礎演習を1年次の必修科目として専門科目の導入を図ると同時に、1年次の専門科目である憲法と民法において、春学期について導入・入門的な講義内容を心がけるように申し合わせている。高大連携については、入学前事前指導を実施している。	A		
	初年次教育・高大連携に配慮した教育内容	42	専門教育への導入に関する配慮（初年次教育、導入教育の実施等）を行っているか。					
		新	教育課程の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	・カリキュラムWG資料	法学部長が責任主体となり、法学部カリキュラム検討委員会、カリキュラムWGで検討を経て、法学部教授会において審議している。	A		

評価項目	評価の視点		判断基準および 判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期
1)教育方法および学習指導は適切か	教育目標の達成に向けた授業形態(講義・演習・実験等)の採用	43	教育目標を達成するために、各授業科目において、授業形態(講義、演習、実験、実技)を適切に設定しているか。	・2015法学部履修要覧	基幹科目として基本六法を中心とした講義科目を設置している。2・3年次以降は手続法、行政法等の展開科目を配置している。企業法学科の特徴でもある経営学の基礎を修得する科目群も設置している。1年次導入ゼミナールとして「法学基礎演習」、2年次に「教養演習」、3・4年次に「専門演習」を設置している。講義科目、演習科目等を適切に配置している。	A		
	学生の主体的参加を促す授業方法	45	学生の主体的参加を促すための配慮(学生数、授業方法の工夫、施設・設備の利用など)を行っているか。					
		46	カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育方法となっているか。					
	履修科目登録の上限設定、学習指導の充実	※44	単位の実質化を図るため、1年間の履修登録科目の上限を50単位未満に設定しているか(最終年次、編入学学生等も含む)。	・履修要覧	全学部・学科において、1年間の履修登録科目の上限を、50単位未満に設定している(卒業要件外の科目を除く)。		※1と同様	
2)シラバスに基づいて授業が展開されているか	シラバスの作成と内容の充実	47	シラバスに、講義の目的・内容、到達目標(学習成果)、講義スケジュール(各回の授業内容)を、具体的に記載しているか。	・シラバスの作成依頼 ・シラバスの点検資料 ・「授業評価アンケート」資料	シラバスについては、毎年、学長及び教務部長の連名においてシラバス作成の際の必須事項、留意事項を明示するとともに、各学部によるシラバス点検を実施し、必須事項の明示や内容の充実に向けて取り組んでいる。 また全学統一の授業評価アンケートにおいて、「シラバスに即した内容の授業が行われていたと思いますか」という設問を用意し、授業内容・方法とシラバスとの整合性を確認している。			
	授業内容・方法とシラバスとの整合性	48	授業内容・授業方法がシラバスに則って行われているか。					
3)成績評価と単位認定は適切に行われているか	厳格な成績評価(評価方法・評価基準の明示)	49	シラバスの「成績評価の方法・基準」に、複数の方法により評価する場合にはその割合や、成績評価基準を明示しているか。	・教育課程表	全学部・学科において、大学設置基準に沿って、各科目の単位数及び授業時間数を設定している。			
	単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性	50	各授業科目の単位数は、大学設置基準に沿って設定されているか。					
		51	各授業科目の授業時間数は、大学設置基準に沿って設定されているか。					
	既修得単位認定の適切性	52	海外を含む他大学、短期大学、高等専門学校で修得した単位の認定、TOEIC等、または入学前の学習の単位認定を、適切な手続きに従って、合計60単位以下で行っているか(編入学者を除く)。	・東洋大学学則	学則において60単位まで認定できることを定めており、各学部教授会で審議の上で単位認定を行っている。			
	4)教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか	授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施	53	教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした、組織的な研修・研究の機会を設けているか。	・FD推進センター活動報告書	FD推進センター及びFD推進委員会において、組織的な研修、研究を定期的実施している。また、各学部においても独自のFD活動が増加、充実してきており、その成果が毎年、「FD推進センター活動報告書」にまとめられている。		
54			教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした研修・研究が定期的実施されており、かつ、研修・研究の成果が具体的に明らかになっているか。					
		新	教育内容・方法等の改善を図るための、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	・シラバスチェック担当者一覧 ・法学部FD学習会 配付資料	法学部長が責任主体となり、法学部開講主体の科目についてはシラバスのチェックを行い、教育内容・方法等について検証を加えているところである。 学部FD委員会においてFD学習会を開催し、教員相互で教育内容・方法について検討を行っている。	A		

「成果」

★ 平成26年度 認証評価において指摘(努力課題)とされた事項

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1)教育目標に沿った成果が上がっているか	学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用	55	各科目における学生の学習効果を測定するための評価指標を開発・運用し、教育内容・方法等の改善に努めているか。	・学部FD学習会 配付資料	法学部では、学生の学修成果の測定のために、法律に関しては法学検定試験、語学に関してはTOEIC、学業全体に関しては成績優秀者や資格取得・検定合格者の学部長表彰を活用している。さらに2013年からはGPA制度を導入し、学習成果の評価指標として経年的な測定に用いる見通しである。 法学検定試験とTOEICに関しては、受験料を補助することで学生の受験促進をはかっている。なお、法学検定の結果はゼミ教員に通知されて指導を受ける形となっており、またTOEICの結果は英語科目の成績に反映したり次年度の英語科目のコース分けに用いたりして、学生の勉学意欲を高める工夫をしている。こうした努力の結果、2012年度法学検定スタンダードコース合格数が全国1位・ベーシックコース合格数が全国2位、2013年度法学検定ベーシックコース合格数が全国1位・スタンダードコース合格数が全国2位という実績をあげることができている。 卒業時アンケートについては全学のフォーマットに基づき毎年実施している。卒業生からは「レポートの作成方法」を学びたかったという意見があり、学部として「法学基礎演習」において指導を深めてゆくこととした。	A		
	学生の自己評価、卒業後の評価(就職先の評価、卒業生評価)	56	学生の自己評価や、学部、学科の教育効果や就職先の評価、卒業時アンケートなどを実施しているか。					
2)学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか	学位授与基準、学位授与手続きの適切性	57	卒業要件を明確にし、あらかじめ学生が知りうる状態にしているか。		全学部・学科において、卒業要件を「履修要覧」に明示している。	A	※1と同様	
		58	ディプロマ・ポリシーと卒業要件が整合しており、ディプロマ・ポリシーに則って学位授与を行っているか。	・2015法学部履修要覧	卒業要件は、基盤教育科目から28単位以上、専門科目から72単位以上で、各条件単位を含み、合計で124単位以上修得しなければならない。法的素養を身につけることが到達目標であるので基盤教育科目・専門科目のバランスもとれている。各セメスターの履修可能単位数も24単位以内とキャップ制が採用されており適切である。			
		新	学位授与にあたり、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って、学位を授与しているか。	・法学部教授会資料 卒業判定	法学部長が責任主体となり、法学部教授会において卒業判定を行っている。履修要覧に明記した要件を充足した学生に対して学位を授与している。	A		

(5)学生の受け入れ

★ 平成26年度 認証評価において指摘(努力課題)とされた事項

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期
1)学生の受け入れ方針を明示しているか	求める学生像の明示	※59	アドミッション・ポリシーを設定しているか。	・ホームページ	各学部、学科において、アドミッション・ポリシーを定めている。	A	※1と同様	
		60	アドミッション・ポリシーは、学部、各学科の目的、教育目標を踏まえ、修得しておくべき知識の内容、水準等を明らかにしているか。	・入試要項 ・法学部ホームページ ・法学部履修要覧	・企業法学科のアドミッション・ポリシーは、学部、各学科の目的、教育内容を踏まえた内容となっており、修得しておくべき知識の内容、水準等が明示されている。			
	当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示	61	受験生を含む社会一般が、アドミッション・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	・ホームページ ・「東洋大学アドミッション・ポリシー」	ホームページにてアドミッション・ポリシーを公表している。また、指定校推薦を依頼している高等学校等には、全学科のアドミッション・ポリシーを冊子化にまとめて送付している。		※1と同様	
2)学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか	学生募集方法、入学者選抜方法の適切性	62	受験生に、入試方式別に、募集人員、選考方法を明示しているか。	・「東洋大学入試情報」	ホームページにて、入試種別別に、募集人員、選考方法等を公表している。	A		
		63	一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の設定をしているか。	・法学部入試要項 ・法学部ホームページ ・法学部教授会資料	・全学入試委員会の方針を受けて、法学部で各入試方式の趣旨にあった募集を行っている。 ・一般入試については全学の方針に従い実施体制を敷いている。 ・AO型入試、推薦入試についてはその実施体制を法学部教授会で審議している。			
	入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性	66	アドミッション・ポリシーに従って、入試方式や募集人員、選考方法を設定しているか。				※1と同様	
		64	学生募集、入学者選抜を適切に行うために必要な体制を整備しているか。	・入学試験実施本部体制	学長を本部長とした「東洋大学入学試験実施本部」の下、「入学試験実施管理本部」等の体制を構築して入学試験を適切に実施している。			
		※65	一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式で、募集定員の2倍以上の学生が入学していないか。					
3)適切な定員を設定し、入学者を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか	収容定員に対する在籍学生数比率の適切性	※67	学科における過去5年の入学定員に対する入学者数比率の平均が0.90～1.25(※実験・実習系の学科は1.20)の範囲となっているか。		定員管理については、平成27年度より収容定員の見直しを行い、適切な規模に応じて各学部・学科の定員を改正するとともに、毎年の入学者数の策定においては、過年度データ等を活用しながら、受入者数の適正化に努めている。			
		※68	学科における収容定員に対する在籍学生数比率が0.90～1.25(※実験・実習系の学科は1.20)の範囲となっているか。					
		※69	学部における編入学定員に対する在籍学生数比率が0.7～1.29の範囲となっているか。また、編入学を「若干名」で募集している場合、10名以上の学生を入学させていないか。					
	定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応	70	定員超過または未充足について、原因調査と改善方策の立案を行っているか。	・法学部教授会資料	・法学部執行部および入試制度検討委員会により定員管理を適切に行っている。	A		
4)学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか		71	アドミッション・ポリシーの適切性を、恒常的に検証しているか。	・なし	4年に1回のカリキュラム改訂の際に、各学部・学科の3つのポリシーも見直すとしている。		※1と同様	
		72	学生募集および入学者選抜の適切性を定期的に検証する組織を常設して、定期的にその適切性と公平性についての検証を行っているか。	・なし	年間を通して入試部が現状を分析し、翌年度入試に向けた検討事項を各学部提案している。これに基づき、各学科入試委員会を中心とした各学部入試委員会で検討を行い、その検討結果を集約した上で、学長ならびに各学部長を主たる構成員とする全学入試委員会で年2回の検討・決定を行っており、定期的な検証を行っている。			
		新	学生の受け入れの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	・全学入試委員会資料 ・法学部入試制度検討委員会資料 ・法学部教授会資料 ・外部業者による検証資料	法学部長が責任主体となり、法学部入試制度検討委員会において手続を定め、それに沿って学生の受け入れを行っている。毎年、法学部教授会において次年度入試の方式、募集人数を審議している。さらに、7月に入試状況を客観的に分析検討する機会を設けている。	S		

(11)その他

★ 平成26年度 認証評価において指摘(努力課題)とされた事項

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期
1)大学が推進している3つの柱を基盤とした教育・研究活動を行っているか。	哲学教育	97	教育・研究活動の中で哲学教育を推進しているか。	・学部HP http://www.toyo.ac.jp/site/law/21314.html	2013年度カリキュラムより法学部独自の1年次必修科目として「井上円了と建学の精神」を開講している。本学の教育理念「自分の哲学をもつ」「本質に迫って深く考える」「主体的に社会の課題に取り組む」は、東洋大学の前身、哲学館を創立した井上円了の建学の精神「諸学の基礎は哲学にあり」「独立自治」「知徳兼全」に基づいている。これらを講義中に学ぶことに加え、創立者井上円了によって「教育的、倫理的、哲学的精神修養」の場として明治36(1903)年に創設された「中野区立哲学堂公園」の見学会も実施し、授業の内容を更に深めている。	S		
	国際化	98	教育・研究活動の中で国際化を推進しているか。	・ロンドン大学協定書 ・学部HP http://www.toyo.ac.jp/site/law/ ・シラバス 2015年度(ToyoNet-G掲載)	基盤教育(一般教養の科目)では英語及び選択外国語科目で構成する文化間コミュニケーション科目10単位を卒業要件としている。英語の必修科目については習熟度及び個々の目的(留学、資格取得等の希望)に応じたクラス編成を行い、また、全学生に英語母語教員の授業を履修させて、高校までに習得した知識を発展的に伸ばすことを目指している。選択科目としてビジネス・イングリッシュを開講し、また、2013年度からは短期留学プログラムに法学部独自の海外語学研修を加えるなどして、教育内容に実践性を持たせることも重視している。また、全学で実施している短期語学セミナー、交換留学において修得した単位については、学部において短期留学プログラム、長期留学プログラムⅠ/Ⅱとして卒業単位に認定している。さらに、英語以外にも初習外国語も履修させることで多角的な異文化理解のための視点を涵養し国際化教育の充実を図っている。専門科目においても英語で行う授業を開講し、国際的な場面でも専門的知識をいかして活躍できる能力の開発にも注力している。現行カリキュラムではInternational Law A/B, Fundamental Concepts of International Politics A/B, Fundamental Concepts of Peace Studies A/B, International Relations A/B(次年度開講)、を開講し、学部のポリシーであるグローバル化に対応できる人材の育成を目指している。法学部では、授業とは異なるアプローチで、英語を使えるようになる場として、Friday English Lunchを実施している。シラバスに基づいて教員が主導する正課授業に加え、学生がより自発的にネイティブスピーカーとコミュニケーションできる正課外の機会を設け、学生の主体的な学習への取組を促し、英語教育の実効性を高める。昼食を取りながら交換留学生とコミュニケーションを図るとともに、交換留学生による週に1度の英語によるブログを配信している。H25年度より国際インターンシップを試行実施。国際連合訓練調査研究所広島事務所において、外国人スタッフの研修プログラムの準備や助手、通訳等を実習内容とする。H26年度より、学部科目「インターンシップ」で、単位認定を予定している。	S		
	キャリア教育	99	教育・研究活動の中でキャリア教育を推進しているか。	・シラバス 2015年度(ToyoNet-G掲載) ・学部HP http://www.toyo.ac.jp/site/law//	・法学部では、キャリア教育の一環として、学部科目に①キャリアプランニング②インターンシップ③公務員基礎法④公共政策と法(公務員対策)⑤総合憲法(公務員対策)⑥特殊講義ⅠA(法学検定対策)⑦特殊講義ⅠB(就職対策)⑧特殊講義ⅠD(土地家屋調査士 寄附講座)を開講し、キャリアプランニング、公務員試験対策、就職試験対策、各種資格取得対策を正課授業で講じている。またこれに加えて課外講座、昼休み個人面談等、学部独自の就職支援行事も実施している。また、正課授業における外部講師の講演も積極的に取り入れている。講義で修得した内容と社会で実際活躍をされている方々の講演を併せて聞くことにより、学習意欲を向上させている。	S		

平成27(2015)年度

東洋大学 自己点検・評価

評価の基準は、学科・専攻で定めている目的・目標・方針や「判断基準および判断のポイント」に対する現在の達成度について、
S: 方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標の達成度が極めて高いことが、
根拠資料で証明されている。
A: おおむね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されている。
B: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成がやや不十分である。
C: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い。

部門名 : 法学部 第2部 法律学科

(1)理念・目的

★ 平成26年度 認証評価において指摘(努力課題)とされた事項

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期
1)大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか	理念・目的の明確化	※1	学部、学科ごとに、人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を、学則またはこれに準ずる規程等に定めているか。	「教育研究上の目的の公表等に関する規程」	各学部、学科において、「教育研究上の目的」を、「教育研究上の目的の公表等に関する規程」に適切に定めている。		※1.当該項目については、平成23～25年度の自己点検・評価及び平成26年度の認証評価の結果から、大学全体及び各学部・学科の現状には大きな問題がないと判断したため、第3期認証評価の評価項目の決定までは、毎年の自己点検・評価は実施しないこととした(平成27年7月10日、自己点検・評価活動推進委員会承認)。	
		2	学部、各学科の目的は、高等教育機関として大学が追求すべき目的(教育基本法、学校教育法参照)と整合しているか。					
		3	学部、各学科の目的は、建学の精神や大学の理念との関係性や、目指すべき方向性、達成すべき成果などを明らかにしているか。					
	実績や資源からみた理念・目的の適切性	4	学部、各学科の目的は、これまでの実績や現在の人的・物的・資金的資源からみて、適切なものとなっているか。					
	個性化への対応	5	学部、各学科の目的の中に、当該学部、学科の個性・特色を、中教審における大学の機能別分化論も視野に入れて打ち出しているか。					
2)大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(教職員および学生)に周知され、社会に公表されているか	構成員に対する周知方法と有効性	6	教職員・学生が、学部、各学科の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	「履修要覧」・ホームページ	各学部・学科において、「教育研究上の目的」を、「履修要覧」及びホームページにて公表している。			
		7	学部、各学科の目的の周知方法の有効性について、構成員の意識調査等による定期的な検証や、検証結果を踏まえた改善を行っているか。					
	社会への公表方法	8	受験生を含む社会一般が、学部、学科の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。					
3)大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか		9	学部、各学科の目的の適切性を、定期的に検証しているか。	なし	4年に1回のカリキュラム改訂の際に、各学部・学科の「教育研究上の目的」も検証している。			
		新	理念・目的の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。	・カリキュラムワーキンググループ 会議議事録 ・カリキュラム検討委員会議事録 ・入試要項	法学部長の責任の下、カリキュラムワーキンググループ、カリキュラム検討委員会において検証している。	A		

(3)教員・教員組織

★ 平成26年度 認証評価において指摘(努力課題)とされた事項

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期
1)大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか	教員に求める能力・資質等の明確化	14	教員の採用・昇格に関する審査基準を明確にしているか。	・「教員採用の基本方針」 ・「教員資格審査基準」	全学の「教員採用の基本方針」及び「教員資格審査基準」を定めるとともに、各学部で、学長との協議の上、内規等を定めて基準を明確にしている。		※1と同様	
	教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化	15	組織的な教育を実施するために、教員間の連携体制が取られているか。	・なし	全学委員会のほか、学部内に各種委員会を設置して、組織的な連携体制と、責任の所在を明確にしている。			
	教員構成の明確化	16	学科の目的を実現するために、教員組織の編制方針を明確にしているか。	・法学部人事構想・将来構想委員会議事録 ・カリキュラムWG資料 ・法学部資格審査委員会資料 ・法学部教授会資料	退職者の補充、カリキュラム改定に伴う新科目設置のための教員募集の必要性を毎年度の始めに法学部人事構想・将来委員会を開催し、当該年度の教員組織および募集の編成方針を確認している。また、将来構想委員会・教授会で審議した上で学長室に教員募集に関する要項を提出し、裁可を得ている。	B	教員の組織編成に関する指針を整備する。	
		17	学部、各学科の個性、特色を発揮するために、契約制外国教員、任期制教員、非常勤講師などに関する方針を明確にしているか。					
2)学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか	編制方針に沿った教員組織の整備	※18	学部、各学科に割り当てられた専任教員数(教員補充枠)を充足しているか。	・教員組織表	充足結果については、学長と各学部長による「教員人事ヒアリング」を実施し、学部より学長に報告を行っている。		※1と同様	
		19	学部、各学科において、専任教員数(助教除く)の半数は教授となっているか。		企業法学科では、教員24名中17名が教授であり、70.8%を占めている。教員構成がバランスのとれた年齢構成となるように教員採用の際にも配慮を行う。年齢構成については、41～50歳までが41.7%と高い割合を示している。	B	教員の組織編成に関する指針を整備する。	
		20	学部として、～30、31～40、41～50、51～60、61歳以上の各年代の比率が、著しく偏っていないか。	・平成27年度法学部教員年齢構成表(平成27年5月1日付)				
		21	教員組織の編成方針に則って教員組織が編制されているか。					
	授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備	22	専任・非常勤を問わず、教員の科目担当について、教育研究業績に基づいて担当の可否を判断しているか。	・なし	専任・非常勤を問わず、資格審査委員会及び教授会の審議の際には、担当予定科目を明示した上で担当予定科目に関連する教歴、研究業績を基に審査することを前提としている。		※1と同様	
3)教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか	教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化	23	教員の採用・昇格に関する手続きを明確にしているか。	・「職員の任免及び職務規則」 ・「教員資格審査委員会規程」 ・「教員人事補充事務手続き概略フロー」 ・「大学専任教員採用の理事長面接の流れ」	「職員の任免及び職務規則」及び「教員資格審査委員会規程」に手続きは明確にされている。また、プロセスについても「教員人事補充事務手続き概略フロー」及び「大学専任教員採用の理事長面接の流れ」に明示されている。毎年度末に、学長と各学部長による「教員人事ヒアリング」を実施し、当該年度の結果と次年度以降の計画を確認することで、各学部の人事が、適切に行われるようにしている。			
	規程等に従った適切な教員人事	24	教員の採用・昇格に際し、規程等に定めたルールが適切に守られているか。					
4)教員の資質の向上を図るための方策を講じているか	ファカルティ・ディベロップメント(FD)の実施状況と有効性	25	研究、社会貢献、管理業務に関して、教員の資質向上に向けた取り組みをしているか。	・新任教員事前研修資料 ・学外FD関連研修会案内 ・海外・国内特別研究員規程、件数 ・教員活動評価資料	新任教員に対する研修会の実施や、専任教員の学外研修会への参加支援、また海外・国内の特別研究制度により、教員の資質の向上を図るとともに、「教員活動評価」制度の導入を進めており、平成27年度については2回目のトライアル実施を行う予定である。			
	教員の教育研究活動等の評価の実施	26	教員の教育研究活動等の評価を、教育、研究、社会貢献、管理業務などの多様性を踏まえて実施しているか。					
		新	教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	・法学部人事構想・将来構想委員会資料・議事録	教員組織の適切性については法学部長が責任主体となり、法学部将来構想・人事構想委員会において年度初めに検証を行っているところである。	A		

(4)教育内容・方法・成果

「教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針」

★ 平成26年度 認証評価において指摘(努力課題)とされた事項

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1)教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか	学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示	27	教育目標を明示しているか。	・「教育研究上の目的の公表等に関する規程」	各学部、学科において、「教育研究上の目的」を「教育研究上の目的の公表等に関する規程」に適切に定めている。		※1と同様	
	教育目標と学位授与方針との整合性	※28	ディプロマ・ポリシーを設定しているか。	・履修要覧 ・ホームページ	各学部、学科において、ディプロマ・ポリシーを定めている。			
		29	教育目標とディプロマ・ポリシーは整合しているか。	・2015法学部履修要覧p.34 ・2015法学部履修要覧p.38 ・法学部ホームページ	法学部履修要覧において「教育・研究上の目的」とディプロマポリシーとの整合性については適切である。 ディプロマ・ポリシーにも学修成果について「いわゆる六法及びその法的関連科目に関する専門知識を修得し、社会における数々の法的な紛争に対してその論点を的確に把握して、法に基づいて公平で正義にかなった解決ができ得る法的素養」と明示している。 毎年、執行部およびカリキュラム検討委員会において整合性について検証を行っている。	A		
		修得すべき学習成果の明示	30					
2)教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか	教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示	※31	カリキュラム・ポリシーを設定しているか。	・履修要覧 ・ホームページ	各学部、学科において、カリキュラム・ポリシーを定めている。		※1と同様	
		32	カリキュラム・ポリシーは、教育目標やディプロマ・ポリシーと整合しているか。	・2015法学部履修要覧 p.34 ・2015法学部履修要覧p.38 ・法学部ホームページ	法学部履修要覧において「教育・研究上の目的」とディプロマポリシーとの整合性については適切である。 ディプロマ・ポリシーにも学修成果について「いわゆる六法及びその法的関連科目に関する専門知識を修得し、社会における数々の法的な紛争に対してその論点を的確に把握して、法に基づいて公平で正義にかなった解決ができ得る法的素養」と明示している。 毎年、執行部およびカリキュラム検討委員会において整合性について検証を行っている。			
	科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示	33	カリキュラム・ポリシーに基づき、科目区分、必修・選択の別、単位数の設定が行われているか。					
3)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員(教職員および学生等)に周知され、社会に公表されているか	周知方法と有効性	34	教職員・学生が、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にあり、かつ、その周知方法が有効であるか。	・「履修要覧」 ・ホームページ	「履修要覧」及びホームページにて公表している。		※1と同様	
	社会への公表方法	35	受験生を含む社会一般が、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。					
4)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか		36	教育目的、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を、定期的に検証しているか。	・なし	4年に1回のカリキュラム改訂の際に、各学部・学科の教育研究上の目的や3つのポリシーも見直すこととしている。			
		新	教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	・法学部カリキュラム検討委員会資料 ・法学部カリキュラム検討委員会WG資料 ・法学部教授会資料	法学部長が責任主体となり、毎年度、執行部会、カリキュラム検討委員会において、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性を検証している。カリキュラム改定時にはカリキュラム検討WGにおいても、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性を検証を行っている。			

評価項目	評価の視点		判断基準および 判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1)教育課程の編成・実施 方針に基づき、授業科目 を適切に開設し、教育課 程を体系的に編成してい るか	必要な授業科目の開設状 況	37	教育課程上、主要な授業科目はすべて開講し ているか。	・平成27年度 個人別時間割表 ・履修要覧p.48-49 ・法学部企業法学科教育課程表	平成27年度主要な授業科目は全て開講している。 基盤教育科目、専門科目の位置づけを明らかにしている。 教育課程は、科目の順次性に配慮し、各年次に体系的に配置され ている。	A		
	順次性のある授業科目の 体系的配置	38	教育課程は、授業科目の順次性に配慮して、 各年次に体系的に配置されているか。					
	教養教育・専門教育の位 置づけ	39	教養教育、専門教育の位置づけを明らかにし ているか。					
		40	カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する 学習成果の修得につながる教育課程となってい るか。					
2)教育課程の編成・実施 方針に基づき、各課程に 相応しい教育内容を提供 しているか	学士課程教育に相応しい 教育内容の提供	41	中教審答申における「学士力」等を踏まえ、学 士課程教育に相応しい教育内容を提供してい るか。	・学科 教育課程表 ・該当科目 シラバス 「インターンシップ」「情報化社会と法」	「学士力」に対応するため「知識・理解」については、共通教養科目 (一般教養的科目)および外国語教育で対応し、「汎用的技能」につ いては、各学年に設定した演習科目で対応し、「態度・志向性」につ いては、哲学教育、インターンシップの導入で対応している。「倫理 観」については「情報化社会と法」で対応している。 法学入門・法学基礎演習を1年次の必修科目として専門科目の導入 を図ると同時に、1年次の専門科目である憲法と民法において、春 学期について導入・入門的な講義内容を心がけるように申し合わせ ている。高大連携については、入学前事前指導を実施している。	A		
	初年次教育・高大連携に 配慮した教育内容	42	専門教育への導入に関する配慮(初年次教 育、導入教育の実施等)を行っているか。					
		新	教育課程の適切性を検証するにあたり、責任 主体・組織・権限・手続を明確にしているか。ま た、その検証プロセスを適切に機能させ、改善 につなげているか。	・カリキュラムWG資料	法学部長が責任主体となり、法学部カリキュラム検討委員会、カリ キュラムWGで検討を経て、法学部教授会において審議している。	A		

評価項目	評価の視点		判断基準および 判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方針	改善時期
1)教育方法および学習指導は適切か	教育目標の達成に向けた授業形態(講義・演習・実験等)の採用	43	教育目標を達成するために、各授業科目において、授業形態(講義、演習、実験、実習、実技)を適切に設定しているか。	・2015法学部履修要覧	基幹科目として基本六法を中心とした講義科目を設置している。2・3年次以降は手続法、行政法等の展開科目を配置している。企業法学科の特徴でもある経営学の基礎を修得する科目群も設置している。1年次導入ゼミナールとして「法学基礎演習」、2年次に「教養演習」、3・4年次に「専門演習」を設置している。講義科目、演習科目等を適切に配置している。	A		
	学生の主体的参加を促す授業方法	45	学生の主体的参加を促すための配慮(学生数、授業方法の工夫、施設・設備の利用など)を行っているか。					
		46	カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育方法となっているか。					
		履修科目登録の上限設定、学習指導の充実	※44	単位の実質化を図るため、1年間の履修登録科目の上限を50単位未満に設定しているか(最終年次、編入学学生等も含む)。	・履修要覧	全学部・学科において、1年間の履修登録科目の上限を、50単位未満に設定している(卒業要件外の科目を除く)。		※1と同様
2)シラバスに基づいて授業が展開されているか	シラバスの作成と内容の充実	47	シラバスに、講義の目的・内容、到達目標(学習成果)、講義スケジュール(各回の授業内容)を、具体的に記載しているか。	・シラバスの作成依頼 ・シラバスの点検資料 ・「授業評価アンケート」資料	シラバスについては、毎年、学長及び教務部長の連名においてシラバス作成の際の必須事項、留意事項を明示するとともに、各学部によるシラバス点検を実施し、必須事項の明示や内容の充実に向けて取り組んでいる。 また全学統一の授業評価アンケートにおいて、「シラバスに即した内容の授業が行われていたと思いますか」という設問を用意し、授業内容・方法とシラバスとの整合性を確認している。			
	授業内容・方法とシラバスとの整合性	48	授業内容・授業方法がシラバスに則って行われているか。					
3)成績評価と単位認定は適切に行われているか	厳格な成績評価(評価方法・評価基準の明示)	49	シラバスの「成績評価の方法・基準」に、複数の方法により評価する場合にはその割合や、成績評価基準を明示しているか。					
	単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性	50	各授業科目の単位数は、大学設置基準に沿って設定されているか。	・教育課程表	全学部・学科において、大学設置基準に沿って、各科目の単位数及び授業時間数を設定している。			
		51	各授業科目の授業時間数は、大学設置基準に沿って設定されているか。					
	既修得単位認定の適切性	52	海外を含む他大学、短期大学、高等専門学校で修得した単位の認定、TOEIC等、または入学前の学習の単位認定を、適切な手続きに従って、合計60単位以下で行っているか(編入学者を除く)。	・東洋大学学則	学則において60単位まで認定できることを定めており、各学部教授会で審議の上で単位認定を行っている。			
	4)教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか	授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施	53	教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした、組織的な研修・研究の機会を設けているか。	・FD推進センター活動報告書			
54			教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした研修・研究が定期的・定期的に実施されており、かつ、研修・研究の成果が具体的に明らかになっているか。					
		新	教育内容・方法等の改善を図るための、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	・シラバスチェック担当者一覧 ・法学部FD学習会 配付資料	法学部長が責任主体となり、法学部開講主体の科目についてはシラバスのチェックを行い、教育内容・方法等について検証を加えているところである。 学部FD委員会においてFD学習会を開催し、教員相互で教育内容・方法について検討を行っている。	A		

「成果」

★ 平成26年度 認証評価において指摘(努力課題)とされた事項

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期
1)教育目標に沿った成果が上がっているか	学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用	55	各科目における学生の学習効果を測定するための評価指標を開発・運用し、教育内容・方法等の改善に努めているか。	・学部FD学習会 配付資料	法学部では、学生の学修成果の測定のために、法律に関しては法学検定試験、語学に関してはTOEIC、学業全体に関しては成績優秀者や資格取得・検定合格者の学部長表彰を活用している。さらに2013年からはGPA制度を導入し、学習成果の評価指標として経年的な測定に用いる見通しである。 法学検定試験とTOEICに関しては、受験料を補助することで学生の受験促進をはかっている。なお、法学検定の結果はゼミ教員に通知されて指導を受ける形となっており、またTOEICの結果は英語科目の成績に反映したり次年度の英語科目のコース分けに用いたりして、学生の勉学意欲を高める工夫をしている。こうした努力の結果、2012年度法学検定スタンダードコース合格数が全国1位・ベーシックコース合格数が全国2位、2013年度法学検定ベーシックコース合格数が全国1位・スタンダードコース合格数が全国2位という実績をあげることができている。 卒業時アンケートについては全学のフォーマットに基づき毎年実施している。卒業生からは「レポートの作成方法」を学びたかったという意見があり、学部として「法学基礎演習」において指導を深めてゆくこととした。	A		
	学生の自己評価、卒業後の評価(就職先の評価、卒業生評価)	56	学生の自己評価や、学部、学科の教育効果や就職先の評価、卒業時アンケートなどを実施しているか。					
2)学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか	学位授与基準、学位授与手続きの適切性	57	卒業要件を明確にし、あらかじめ学生が知りうる状態にしているか。		全学部・学科において、卒業要件を「履修要覧」に明示している。	A	※1と同様	
		58	ディプロマ・ポリシーと卒業要件が整合しており、ディプロマ・ポリシーに則って学位授与を行っているか。	・2015法学部履修要覧	卒業要件は、基盤教育科目から28単位以上、専門科目から72単位以上で、各条件単位を含み、合計で124単位以上修得しなければならない。法的素養を身につけることが到達目標であるので基盤教育科目・専門科目のバランスもとれている。各セメスターの履修可能単位数も24単位以内とキャップ制が採用されており適切である。			
		新	学位授与にあたり、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って、学位を授与しているか。	・法学部教授会資料 卒業判定	法学部長が責任主体となり、法学部教授会において卒業判定を行っている。履修要覧に明記した要件を充足した学生に対して学位を授与している。	A		

(5)学生の受け入れ

★ 平成26年度 認証評価において指摘(努力課題)とされた事項

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善策	改善時期
1)学生の受け入れ方針を明示しているか	求める学生像の明示	※59	アドミッション・ポリシーを設定しているか。	・ホームページ	各学部、学科において、アドミッション・ポリシーを定めている。	A	※1と同様	
		60	アドミッション・ポリシーは、学部、各学科の目的、教育目標を踏まえ、修得しておくべき知識の内容、水準等を明らかにしているか。	・入試要項 ・法学部ホームページ ・法学部履修要覧	企業法学科のアドミッション・ポリシーは、学部、各学科の目的、教育内容を踏まえた内容となっており、修得しておくべき知識の内容、水準等が明示されている。			
	当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示	61	受験生を含む社会一般が、アドミッション・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	・ホームページ ・「東洋大学アドミッション・ポリシー」	ホームページにてアドミッション・ポリシーを公表している。また、指定校推薦を依頼している高等学校等には、全学科のアドミッション・ポリシーを冊子化にまとめて送付している。		※1と同様	
2)学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか	学生募集方法、入学者選抜方法の適切性	62	受験生に、入試方式別に、募集人員、選考方法を明示しているか。	・「東洋大学入試情報」	ホームページにて、入試種別別に、募集人員、選考方法等を公表している。	A		
		63	一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の設定をしているか。	・法学部入試要項 ・法学部ホームページ ・法学部教授会資料	全学入試委員会の方針を受けて、法学部で各入試方式の趣旨にあった募集を行っている。一般入試については全学の方針に従い実施体制を敷いている。AO型入試、推薦入試についてはその実施体制を法学部教授会で審議している。			
	入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性	66	アドミッション・ポリシーに従って、入試方式や募集人員、選考方法を設定しているか。				※1と同様	
		64	学生募集、入学者選抜を適切に行うために必要な体制を整備しているか。	・入学試験実施本部体制	学長を本部長とした「東洋大学入学試験実施本部」の下、「入学試験実施管理本部」等の体制を構築して入学試験を適切に実施している。			
		※65	一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式で、募集定員の2倍以上の学生が入学していないか。					
3)適切な定員を設定し、入学者を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか	収容定員に対する在籍学生数比率の適切性	※67	学科における過去5年の入学定員に対する入学者数比率の平均が0.90～1.25(※実験・実習系の学科は1.20)の範囲となっているか。		定員管理については、平成27年度より収容定員の見直しを行い、適切な規模に応じて各学部・学科の定員を改正するとともに、毎年の入学者数の策定においては、過年度データ等を活用しながら、受入者数の適正化に努めている。		※1と同様	
		※68	学科における収容定員に対する在籍学生数比率が0.90～1.25(※実験・実習系の学科は1.20)の範囲となっているか。					
		※69	学部における編入学定員に対する在籍学生数比率が0.7～1.29の範囲となっているか。また、編入学を「若干名」で募集している場合、10名以上の学生を入学させていないか。					
	定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応	70	定員超過または未充足について、原因調査と改善策の立案を行っているか。	・法学部教授会資料	法学部執行部および入試制度検討委員会により定員管理を適切に行っている。	A		
4)学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか		71	アドミッション・ポリシーの適切性を、恒常的に検証しているか。	・なし	4年に1回のカリキュラム改訂の際に、各学部・学科の3つのポリシーも見直すとしている。		※1と同様	
		72	学生募集および入学者選抜の適切性を定期的に検証する組織を常設して、定期的にその適切性と公平性についての検証を行っているか。	・なし	年間を通して入試部が現状を分析し、翌年度入試に向けた検討事項を各学部へ提案している。これに基づき、各学科入試委員会を中心とした各学部入試委員会で検討を行い、その検討結果を集約した上で、学長ならびに各学部長を主たる構成員とする全学入試委員会にて年2回の検討・決定を行っており、定期的な検証を行っている。			
		新	学生の受け入れの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	・全学入試委員会資料 ・法学部入試制度検討委員会資料 ・法学部教授会資料 ・外部業者による検証資料	法学部長が責任主体となり、法学部入試制度検討委員会において手続を定め、それに沿って学生の受け入れを行っている。毎年、法学部教授会において手次年度入試の方式、募集人数を審議している。さらに、7月に入試状況を客観的に分析検討する機会を設けている。	S		

(11)その他

★ 平成26年度 認証評価において指摘(努力課題)とされた事項

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期
1)大学が推進している3つの柱を基盤とした教育・研究活動を行っているか。	哲学教育	97	教育・研究活動の中で哲学教育を推進しているか。	・学部HP http://www.toyo.ac.jp/site/law/21314.html	2013年度カリキュラムより法学部独自の1年次必修科目として「井上円了と建学の精神」を開講している。本学の教育理念「自分の哲学をもつ」「本質に迫って深く考える」「主体的に社会の課題に取り組む」は、東洋大学の前身、哲学館を創立した井上円了の建学の精神「諸学の基礎は哲学にあり」「独立自活」「知徳兼全」に基づいている。これらを講義中に学ぶことに加え、創立者井上円了によって「教育的、倫理的、哲学的精神修養」の場として明治36(1903)年に創設された「中野区立哲学堂公園」の見学会も実施し、授業の内容を更に深めている。	S		
	国際化	98	教育・研究活動の中で国際化を推進しているか。	・ロンドン大学協定書 ・学部HP http://www.toyo.ac.jp/site/law/ ・シラバス 2015年度 (ToyoNet-G掲載)	基盤教育(一般教養の科目)では英語及び選択外国語科目で構成する文化間コミュニケーション科目10単位を卒業要件としている。英語の必修科目については習熟度及び個々の目的(留学、資格取得等の希望)に応じたクラス編成を行い、また、全学生に英語母語教員の授業を履修させて、高校までに習得した知識を発展的に伸ばすことを目指している。選択科目としてビジネス・イングリッシュを開講し、また、2013年度からは短期留学プログラムに法学部独自の海外語学研修を加えるなどして、教育内容に実践性を持たせることも重視している。また、全学で実施している短期語学セミナー、交換留学において修得した単位については、学部において短期留学プログラム、長期留学プログラムⅠ/Ⅱとして卒業単位に認定している。さらに、英語以外にも初習外国語も履修させることで多角的な異文化理解のための視点を涵養し国際化教育の充実を図っている。専門科目においても英語で行う授業を開講し、国際的な場面でも専門的知識をいかして活躍できる能力の開発にも注力している。現行カリキュラムではInternational Law A/B, Fundamental Concepts of International Politics A/B, Fundamental Concepts of Peace Studies A/B, International Relations A/B(次年度開講)を開講し、学部のポリシーであるグローバル化に対応できる人材の育成を目指している。法学部では、授業とは異なるアプローチで、英語を使えるようになる場として、Friday English Lunchを実施している。シラバスに基づいて教員が主導する正課授業に加え、学生がより自発的にネイティブスピーカーとコミュニケーションできる正課外の機会を設け、学生の主体的な学習への取組を促し、英語教育の実効性を高める。昼食を取りながら交換留学生とコミュニケーションを図るとともに、交換留学生による週に1度の英語によるブログを配信している。H25年度より国際インターンシップを試行実施。国際連合訓練調査研究所広島事務所において、外国人スタッフの研修プログラムの準備や助手、通訳等を実習内容とする。H26年度より、学部科目「インターンシップ」で、単位認定を予定している。	S		
	キャリア教育	99	教育・研究活動の中でキャリア教育を推進しているか。	・シラバス 2015年度 (ToyoNet-G掲載) ・学部HP http://www.toyo.ac.jp/site/law/	法学部では、キャリア教育の一環として、学部科目に①キャリアプランニング②インターンシップ③公務員基礎法④公共政策と法(公務員対策)⑤総合憲法(公務員対策)⑥特殊講義ⅠA(法学検定対策)⑦特殊講義ⅠB(就職対策)⑧特殊講義ⅠD(土地家屋調査士 寄附講座)を開講し、キャリアプランニング、公務員試験対策、就職試験対策、各種資格取得対策を正課授業で講じている。またこれに加えて課外講座、昼休み個人面談等、学部独自の就職支援行事も実施している。また、正課授業における外部講師の講演も積極的に取り入れている。講義で修得した内容と社会で実際活躍をされている方々の講演を併せて聞くことにより、学習意欲を向上させている。	S		

平成27(2015)年度

東洋大学 自己点検・評価

評価の基準は、学科・専攻で定めている目的・目標・方針や「判断基準および判断のポイント」に対する現在の達成度について、
S: 方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標の達成度が極めて高いことが、
根拠資料で証明されている。
A: おおむね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されている。
B: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成がやや不十分である。
C: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い。

部門名 : 通信教育課程 法学部 法律学科

(1)理念・目的

★ 平成26年度 認証評価において指摘(努力課題)とされた事項

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期
1)大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか	理念・目的の明確化	※1	学部、学科ごとに、人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を、学則またはこれに準ずる規程等に定めているか。	「教育研究上の目的の公表等に関する規程」	各学部、学科において、「教育研究上の目的」を、「教育研究上の目的の公表等に関する規程」に適切に定めている。		※1.当該項目については、平成23～25年度の自己点検・評価及び平成26年度の認証評価の結果から、大学全体及び各学部・学科の現状には大きな問題がないと判断したため、第3期認証評価の評価項目の決定までは、毎年の自己点検・評価は実施しないこととした(平成27年7月10日、自己点検・評価活動推進委員会承認)。	
		2	学部、各学科の目的は、高等教育機関として大学が追求すべき目的(教育基本法、学校教育法参照)と整合しているか。					
		3	学部、各学科の目的は、建学の精神や大学の理念との関係性や、目指すべき方向性、達成すべき成果などを明らかにしているか。					
	実績や資源からみた理念・目的の適切性	4	学部、各学科の目的は、これまでの実績や現在の人的・物的・資金的資源からみて、適切なものとなっているか。					
	個性化への対応	5	学部、各学科の目的の中に、当該学部、学科の個性・特色を、中教審における大学の機能別分化論も視野に入れて打ち出しているか。					
2)大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(教職員および学生)に周知され、社会に公表されているか	構成員に対する周知方法と有効性	6	教職員・学生が、学部、各学科の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	「履修要覧」・ホームページ	各学部・学科において、「教育研究上の目的」を、「履修要覧」及びホームページにて公表している。			
		7	学部、各学科の目的の周知方法の有効性について、構成員の意識調査等による定期的な検証や、検証結果を踏まえた改善を行っているか。					
	社会への公表方法	8	受験生を含む社会一般が、学部、学科の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。					
3)大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか		9	学部、各学科の目的の適切性を、定期的に検証しているか。	なし	4年に1回のカリキュラム改訂の際に、各学部・学科の「教育研究上の目的」も検証している。			
		新	理念・目的の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。	・カリキュラムワーキンググループ 会議議事録 ・カリキュラム検討委員会議事録 ・入試要項	通信課程についても、法学部長の責任の下、カリキュラムワーキンググループ、カリキュラム検討委員会において検証している。	A		

(3)教員・教員組織

★ 平成26年度 認証評価において指摘(努力課題)とされた事項

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期
1)大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか	教員に求める能力・資質等の明確化	14	教員の採用・昇格に関する審査基準を明確にしているか。	・「教員採用の基本方針」 ・「教員資格審査基準」	全学の「教員採用の基本方針」及び「教員資格審査基準」を定めるとともに、各学部で、学長との協議の上、内規等を定めて基準を明確にしている。		※1と同様	
	教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化	15	組織的な教育を実施するために、教員間の連携体制が取られているか。	・なし	全学委員会のほか、学部内に各種委員会を設置して、組織的な連携体制と、責任の所在を明確にしている。			
	教員構成の明確化	16	学科の目的を実現するために、教員組織の編制方針を明確にしているか。	・法学部人事構想・将来構想委員会 ・法学部教授会議事録	通信教育課程の人事は、通学課程の人事に付随しているため、独自の決定はできない。しかし、通信課程での履修形態が数年を跨っている場合が多いため、教育内容及び教員の同一性の継続性を維持する方針で、担当教員を選任している。	A		
		17	学部、各学科の個性、特色を発揮するために、契約制外国人教員、任期制教員、非常勤講師などに関する方針を明確にしているか。	・法学部人事構想・将来構想委員会 ・法学部教授会議事録	法学部の通信教育課程においては、原則として通学課程の専任教員をもって通信科目の担当に充てている。しかし、専任教員の負担増を考慮し、また担当適格者のいない場合には、非常勤講師をもって科目担当に充てている。今後、受講者のニーズがあれば、実務家、国際化に資する担当者を任用することも考えられる。ただし、その人事は最終的には通学課程の人事案件として処理される。	A		
2)学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか	編制方針に沿った教員組織の整備	※18	学部、各学科に割り当てられた専任教員数(教員補充枠)を充足しているか。	・教員組織表	充足結果については、学長と各学部長による「教員人事ヒアリング」を実施し、学部より学長に報告を行っている。		※1と同様	
		19	学部、各学科において、専任教員数(助教除く)の半数は教授となっているか。					
		20	学部として、～30、31～40、41～50、51～60、61歳以上の各年代の比率が、著しく偏っていないか。	・平成27年度法学部教員年齢構成表(平成27年5月1日付)	企業法学科では、教員24名中17名が教授であり、70.8%を占めている。教員構成がバランスのとれた年齢構成となるように教員採用の際にも配慮を行う。年齢構成については、41～50歳までが41.7%と高い割合を示している。	B	教員の組織編成に関する指針を整備する。	
		21	教員組織の編成方針に則って教員組織が編制されているか。					
	授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備	22	専任・非常勤を問わず、教員の科目担当について、教育研究業績に基づいて担当の可否を判断しているか。	・なし	専任・非常勤を問わず、資格審査委員会及び教授会の審議の際には、担当予定科目を明示した上で担当予定科目に関連する教歴、研究業績を基に審査することを前提としている。		※1と同様	
3)教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか	教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化	23	教員の採用・昇格に関する手続きを明確にしているか。	・「職員の任免及び職務規則」 ・「教員資格審査委員会規程」 ・「教員人事補充事務手続き概略フロー」 ・「大学専任教員採用の理事長面接の流れ」	「職員の任免及び職務規則」及び「教員資格審査委員会規程」に手続きは明確にされている。また、プロセスについても「教員人事補充事務手続き概略フロー」及び「大学専任教員採用の理事長面接の流れ」に明示されている。毎年度末に、学長と各学部長による「教員人事ヒアリング」を実施し、当該年度の結果と次年度以降の計画を確認することで、各学部の人事が、適切に行われるようにしている。			
	規程等に従った適切な教員人事	24	教員の採用・昇格に際し、規程等に定めたルールが適切に守られているか。					
4)教員の資質の向上を図るための方策を講じているか	ファカルティ・ディベロップメント(FD)の実施状況と有効性	25	研究、社会貢献、管理業務に関して、教員の資質向上に向けた取り組みをしているか。	・新任教員事前研修資料 ・学外FD関連研修会案内 ・海外・国内特別研究員規程、件数 ・教員活動評価資料	新任教員に対する研修会の実施や、専任教員の学外研修会への参加支援、また海外・国内の特別研究制度により、教員の資質の向上を図るとともに、「教員活動評価」制度の導入を進めており、平成27年度については2回目のトライアル実施を行う予定である。			
	教員の教育研究活動等の評価の実施	26	教員の教育研究活動等の評価を、教育、研究、社会貢献、管理業務などの多様性を踏まえて実施しているか。					
		新	教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	・法学部人事構想・将来構想委員会資料・議事録	通信課程の人事は、通学課程の人事に付随しているが、教員組織の適切性については法学部長が責任主体となり、法学部将来構想・人事構想委員会において年度初めに検証を行っているところである。	A		

(4)教育内容・方法・成果

「教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針」

★ 平成26年度 認証評価において指摘(努力課題)とされた事項

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期
1)教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか	学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示	27	教育目標を明示しているか。	・「教育研究上の目的の公表等に関する規程」	各学部、学科において、「教育研究上の目的」「教育研究上の目的の公表等に関する規程」に適切に定めている。		※1と同様	
	教育目標と学位授与方針との整合性	※28	ディプロマ・ポリシーを設定しているか。	・履修要覧 ・ホームページ	各学部、学科において、ディプロマ・ポリシーを定めている。			
		29	教育目標とディプロマ・ポリシーは整合しているか。	・学科 教育目標 ・学科 ディプロマ・ポリシー	通信教育そのものが学祖の教えの体現であり、また「井上円了の教え」「リーガルマインド」「グローバル社会への対応」という点で教育目標とディプロマ・ポリシーは対応している。	A		
	修得すべき学習成果の明示	30	ディプロマ・ポリシーには、修得すべき学習成果が明示されているか。	・学科 ディプロマ・ポリシー	通信教育課程においても、通学課程と同様に、ディプロマ・ポリシーには、リーガルマインド、自律性、協調性等の修得すべき学習成果が明示されている。	A		
2)教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか	教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示	※31	カリキュラム・ポリシーを設定しているか。	・履修要覧 ・ホームページ	各学部、学科において、カリキュラム・ポリシーを定めている。		※1と同様	
		32	カリキュラム・ポリシーは、教育目標やディプロマ・ポリシーと整合しているか。	・学科 カリキュラム・ポリシー ・学科 教育目標 ・学科 ディプロマ・ポリシー	各学科(法律、企業法、2部法律)において、カリキュラム・ポリシーは、「リーガルマインドの修得」という点において教育目標やディプロマ・ポリシーと整合しており、特に通信教育課程ではそれを実現するために2016年度カリキュラムを第二部と基本的に共通化した。	A		
	科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示	33	カリキュラム・ポリシーに基づき、科目区分、必修・選択の別、単位数の設定が行われているか。	・学科 カリキュラム・ポリシー ・学科 教育課程表	通信教育課程では、通学課程よりも多い専門科目82単位以上とし、それを必修・選択必修、選択の各科目群に分け、また共通総合科目を28単位以上としてカリキュラム・ポリシーに基づくものとしている。	A		
3)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員(教職員および学生等)に周知され、社会に公表されているか	周知方法と有効性	34	教職員・学生が、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にあり、かつ、その周知方法が有効であるか。	・「履修要覧」 ・ホームページ	「履修要覧」及びホームページにて公表している。		※1と同様	
	社会への公表方法	35	受験生を含む社会一般が、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。					
4)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか		36	教育目的、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を、定期的に検証しているか。	・なし	4年に1回のカリキュラム改訂の際に、各学部・学科の教育研究上の目的や3つのポリシーも見直すこととしている。			
		新	教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	・法学部カリキュラム検討委員会資料 ・法学部カリキュラム検討委員会WG資料 ・法学部教授会資料	通信課程についても、法学部長が責任主体となり、毎年度、執行部会、カリキュラム検討委員会において、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性を検証している。カリキュラム改定時にはカリキュラム検討WGにおいても、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性を検証を行っている。	A		

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期
1)教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか	必要な授業科目の開設状況	37	教育課程上、主要な授業科目はすべて開講しているか。	・『通信教育課程 履修要覧 2015年度入学生用』p9-12	必修科目についてはすべて開講している。選択科目については通学課程と比較して開講科目数は多くないが、これは通信教育課程という性質に基づいて、必要最小限の科目に絞り込んでいるからである。	S		
	順次性のある授業科目の体系的配置	38	教育課程は、授業科目の順次性に配慮して、各年次に体系的に配置されているか。	・『通信教育課程 履修要覧 2015年度入学生用』p9-12	基礎科目から応用科目へと理解がスムーズに進むように、学年ごとに科目を配置している。また、各科目がどの分野に属するのか明確にしている。	S		
	教養教育・専門教育の位置づけ	39	教養教育、専門教育の位置づけを明らかにしているか。	・『通信教育課程 履修要覧 2015年度入学生用』p9-12	一般的教養科目(共通総合科目)と専門科目とを単位取得の上から区別、説明している。	A		
		40	カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育課程となっているか。	・学科 カリキュラム・ポリシー ・『通信教育課程履修要覧2015年度入学生用』p9-12	リーガルマインドを中心としたカリキュラム・ポリシーにそった教育課程である。ただし、通信教育課程の学生のほとんどが社会人であり、通学課程ほどにカリキュラム上の余裕が無いがメディア授業の導入等により一層の充実を図っている。	A		
2)教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか	学士課程教育に相応しい教育内容の提供	41	中教審答申における「学士力」等を踏まえ、学士課程教育に相応しい教育内容を提供しているか。	・学科 教育課程表 ・『通信教育課程履修要覧 2015年度入学生用』p9-12	「学士力」に対応するため「知識・理解」については、一般教養的科目(共通総合科目)で対応し、「汎用的技能」及び「態度・志向性」並びに「倫理観」については、スクーリングで教育している。今後は、通年スクーリングにゼミナール(法学演習)を加えることも通学課程に対して申し込んでいる。	A		
	初年次教育・高大連携に配慮した教育内容	42	専門教育への導入に関する配慮(初年次教育、導入教育の実施等)を行っているか。	・学科 教育課程表	通信学生の大半が社会人であることから、高大連携は現段階では該当しない。一方、初年次教育として、2012年度から「導入ゼミナール」(必修)を開講(メディア授業を含む)し、初年次教育用に『学習の手引』を作成して学生全員に配布している。また、レポート作成や卒論作成のためのガイダンスを定期的に開催している(年間に複数回)。	A		
			新 教育課程の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	・カリキュラムWG資料	通信課程についても、法学部長が責任主体となり、法学部カリキュラム検討委員会、カリキュラムWGで検討を経て、法学部教授会において審議している。	A		

評価項目	評価の視点		判断基準および 判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方針	改善時期
1)教育方法および学習指導は適切か	教育目標の達成に向けた授業形態(講義・演習・実験等)の採用	43	教育目標を達成するために、各授業科目において、授業形態(講義、演習、実験、実習、実技)を適切に設定しているか。	・教育目標 ・教育課程表 ・東洋通信	通信教育という形態上、通常は学生の自宅による学習が中心となる。そのために、テキストおよび参考書の指定、レポート課題に取り組む際の参考文献及び注意点の掲載、添削時のアドバイスなどを行っている。またスクーリングについては、初学者用の必修科目として導入セミナーを2012年度から開始し、また講義科目でも資料を配布したりOHPなどを使用するなど、それぞれに工夫を凝らしながら実施している。	A	※1と同様	
	学生の主体的参加を促す授業方法	45	学生の主体的参加を促すための配慮(学生数、授業方法の工夫、施設・設備の利用など)を行っているか。	・『通信教育課程履修要覧2015年度入学生用』 ・シラバス	通信教育課程として、学生の主体的な参加を促す手段として、通学課程2部の授業を受講できる通年スクーリングを実施している。これをさらに充実させるため、通年スクーリングの上限単位数を増やすよう、学部働きかけている。また、レポートの中に質問欄を設けたり、通信教育事務局に直接質問等に来た場合は専門分野別のTAなどが対応できるようにしている。またスクーリングでは、学生に討論させたり、判例を調べさせ、報告させるなど、その様な形での積極的参加を可能にする工夫が行われている。	A		
		46	カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育方法となっているか。	・カリキュラム・ポリシー ・教育課程表 ・『通信教育課程履修要覧2015年度入学生用』	学習成果の習得については、レポート提出(不合格ならば合格するまで提出)あるいはスクーリング及び単位認定試験を通して成果の習得に繋げている。また教育成果の集大成としての卒業論文を作成させることを通して、学習成果を結実させるような制度をとっている。	A		
	履修科目登録の上限設定、学習指導の充実	※44	単位の実質化を図るため、1年間の履修登録科目の上限を50単位未満に設定しているか(最終年次、編入学学生等も含む)。	・履修要覧	全学部・学科において、1年間の履修登録科目の上限を、50単位未満に設定している(卒業要件外の科目を除く)。			
2)シラバスに基づいて授業が展開されているか	シラバスの作成と内容の充実	47	シラバスに、講義の目的・内容、到達目標(学習成果)、講義スケジュール(各回の授業内容)を、具体的に記載しているか。	・シラバスの作成依頼 ・シラバスの点検資料 ・「授業評価アンケート」資料	シラバスについては、毎年、学長及び教務部長の連名においてシラバス作成の際の必須事項、留意事項を明示するとともに、各学部によるシラバス点検を実施し、必須事項の明示や内容の充実に向けて取り組んでいる。 また全学統一の授業評価アンケートにおいて、「シラバスに即した内容の授業が行われていたと思いますか」という設問を用意し、授業内容・方法とシラバスとの整合性を確認している。			
	授業内容・方法とシラバスとの整合性	48	授業内容・授業方法がシラバスに則って行われているか。					
3)成績評価と単位認定は適切に行われているか	厳格な成績評価(評価方法・評価基準の明示)	49	シラバスの「成績評価の方法・基準」に、複数の方法により評価する場合にはその割合や、成績評価基準を明示しているか。	・教育課程表	全学部・学科において、大学設置基準に沿って、各科目の単位数及び授業時間数を設定している。			
	単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性	50	各授業科目の単位数は、大学設置基準に沿って設定されているか。					
		51	各授業科目の授業時間数は、大学設置基準に沿って設定されているか。					
	既修得単位認定の適切性	52	海外を含む他大学、短期大学、高等専門学校で修得した単位の認定、TOEIC等、または入学前の学習の単位認定を、適切な手続きに従って、合計60単位以下で行っているか(編入学者を除く)。	・東洋大学学則	学則において60単位まで認定できることを定めており、各学部教授会で審議の上で単位認定を行っている。			
4)教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか	授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施	53	教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした、組織的な研修・研究の機会を設けているか。	・FD推進センター活動報告書	FD推進センター及びFD推進委員会において、組織的な研修、研究を定期的に実施している。また、各学部においても独自のFD活動が増加、充実してきており、その成果が毎年、「FD推進センター活動報告書」にまとめられている。			
		54	教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした研修・研究が定期的に実施されており、かつ、研修・研究の成果が具体的に明らかになっているか。					
		新	教育内容・方法等の改善を図るための、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	・シラバスチェック担当者一覧 ・法学部FD学習会 配付資料	通信課程についても、法学部長が責任主体となり、法学部開講主体の科目についてはシラバスのチェックを行い、教育内容・方法等について検証を加えているところである。 学部FD委員会においてFD学習会を開催し、教員相互で教育内容・方法について検討を行っている。	A		

「成果」

★ 平成26年度 認証評価において指摘(努力課題)とされた事項

評価項目	評価の視点		判断基準および 判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期
1)教育目標に沿った成果 が上がっているか	学生の学習成果を測定する ための評価指標の開発 とその適用	55	各科目における学生の学習効果を測定するた めの評価指標を開発・運用し、教育内容・方法 等の改善に努めているか。	・学習段階ごとに提出されるリポート 及び採点表並びに担当教員 からの講評(指導)	通信教育課程における学習成果は、リポート提出(不合格の場合は 合格するまで提出する)およびスクーリングならびに小テストなどを 通して、その向上が図られている。	A		
	学生の自己評価、卒業後 の評価(就職先の評価、 卒業生評価)	56	学生の自己評価や、学部、学科の教育効果や 就職先の評価、卒業時アンケートなどを実施し ているか。	・通信教育課程補助教材 ・『東洋通信』アンケート結果 ・授業評価アンケート結果	通信生のほぼすべてが既に就労者であるため、卒業時のアンケート は実施していない。2015年度からスクーリング科目について、授業 評価アンケートを開始したが、同アンケートには学生による自己評 価項目も含まれている。	A		
2)学位授与(卒業・修了 認定)は適切に行われて いるか	学位授与基準、学位授与 手続きの適切性	57	卒業要件を明確にし、あらかじめ学生が知りう る状態にしているか。		全学部・学科において、卒業要件を「履修要覧」に明示している。		※1と同様	
		58	ディプロマ・ポリシーと卒業要件が整合しており、ディプロマ・ポリシーに則って学位授与を行 っているか。	・ディプロマ・ポリシー ・卒業要件	卒業要件は、ディプロマ・ポリシーと整合し、適切に学位授与を行っ ている。	A		
		新	学位授与にあたり、明確な責任体制のもと、明 文化された手続きに従って、学位を授与してい るか。	・法学部教授会資料 卒業判定	通信課程についても、法学部長が責任主体となり、法学部教授会に おいて卒業判定を行っている。履修要覧に明記した要件を充足した 学生に対して学位を授与している。	A		

(5)学生の受け入れ

★ 平成26年度 認証評価において指摘(努力課題)とされた事項

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方針	改善時期
1)学生の受け入れ方針を明示しているか	求める学生像の明示	※59	アドミッション・ポリシーを設定しているか。	・ホームページ	各学部、学科において、アドミッション・ポリシーを定めている。	A	※1と同様	
		60	アドミッション・ポリシーは、学部、各学科の目的、教育目標を踏まえ、修得しておくべき知識の内容、水準等を明らかにしているか。	・通信教育課程募集要項 ・アドミッションポリシー ・ホームページ http://www.toyo.ac.jp/site/tsukyo/29469.html#two	アドミッション・ポリシーは、通学課程と同様に通信教育の目的、教育内容を踏まえた内容となっており、修得しておくべき知識の内容、水準等が明示されている。			
	当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示	61	受験生を含む社会一般が、アドミッション・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	・ホームページ ・「東洋大学アドミッション・ポリシー」	ホームページにてアドミッション・ポリシーを公表している。また、指定校推薦を依頼している高等学校等には、全学科のアドミッション・ポリシーを冊子化にまとめて送付している。	A	※1と同様	
2)学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学選抜を行っているか	学生募集方法、入学選抜方法の適切性	62	受験生に、入試方式別に、募集人員、選考方法を明示しているか。	・「東洋大学入試情報」	ホームページにて、入試種別別に、募集人員、選考方法等を公表している。			
		63	一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の設定をしているか。	通信教育課程募集要項	通信教育課程への入学(編入学、再入学等を含む)は、学祖の理念を反映しているため、通学課程と同様の入試は実施しておらず、出願書類による選考を行っている。	A		
	入学選抜において透明性を確保するための措置の適切性	66	アドミッション・ポリシーに従って、入試方式や募集人員、選考方法を設定しているか。	・アドミッション・ポリシー ・通信教育課程募集要項 ・ホームページ http://www.toyo.ac.jp/site/tsukyo/29469.html#two	選考方法は、おおむねアドミッション・ポリシーに従って設定している。	A		
		64	学生募集、入学選抜を適切に行うために必要な体制を整備しているか。	・入学試験実施本部体制	学長を本部長とした「東洋大学入学試験実施本部」の下、「入学試験実施管理本部」等の体制を構築して入学試験を適切に実施している。	A	※1と同様	
		※65	一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式で、募集定員の2倍以上の学生が入学していないか。		定員管理については、平成27年度より収容定員の見直しを行い、適切な規模に応じて各学部・学科の定員を改正するとともに、毎年の入学者数の策定においては、過年度データ等を活用しながら、受入者数の適正化に努めている。			
3)適切な定員を設定し、入学者を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか	収容定員に対する在籍学生数比率の適切性	※67	学科における過去5年の入学定員に対する入学者数比率の平均が0.90～1.25(※実験・実習系の学科は1.20)の範囲となっているか。			B		
		※68	学科における収容定員に対する在籍学生数比率が0.90～1.25(※実験・実習系の学科は1.20)の範囲となっているか。					
		※69	学部における編入学定員に対する在籍学生数比率が0.7～1.29の範囲となっているか。また、編入学を「若干名」で募集している場合、10名以上の学生を入学させていないか。					
	定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応	70	定員超過または未充足について、原因調査と改善方策の立案を行っているか。	・「教授会議事録」	現在の通信教育制度は、すでに制度疲労を起こしており、今後は経過措置を含めてネット化、メディア化に移行し、通信教育課程専属の教職員の充実を図らなければ、他のライバル校との差を埋めることが出来ないことは明らかである。	B		
4)学生募集および入学選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか		71	アドミッション・ポリシーの適切性を、恒常的に検証しているか。	・なし	4年に1回のカリキュラム改訂の際に、各学部・学科の3つのポリシーも見直すこととしている。	A	※1と同様	
		72	学生募集および入学選抜の適切性を定期的に検証する組織を常設して、定期的にその適切性と公平性についての検証を行っているか。	・なし	年間を通して入試部が現状を分析し、翌年度入試に向けた検討事項を各学部提案している。これに基づき、各学科入試委員会を中心とした各学部入試委員会で検討を行い、その検討結果を集約した上で、学長ならびに各学部長を主たる構成員とする全学入試委員会で年2回の検討・決定を行っており、定期的な検証を行っている。			
		新	学生の受け入れの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	・判定委員会議事録 ・法学部教授会議事録	学生の受け入れについては、学科長による事前の書類審査を経て、判定委員会にて学生の受け入れ案を決定し、最終的には学部教授会の審議により決定されている。なお、入試要項の必要書類の記述、および受験希望者への説明の在り方について、目下、委員会にて検討を行っている。	A		

(11)その他

★ 平成26年度 認証評価において指摘(努力課題)とされた事項

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1)大学が推進している3つの柱を基盤とした教育・研究活動を行っているか。	哲学教育	97	教育・研究活動の中で哲学教育を推進しているか。	・通信教育課程副教材『東洋通信』	哲学教育の一環として、哲学堂祭および学祖祭の案内を通信教育課程副教材『東洋通信』に掲載し、参加の機会を設けている。また、2016年度カリキュラムでは、基盤教育に哲学教育の内容を含む自校教育科目を設置した。	A		
	国際化	98	教育・研究活動の中で国際化を推進しているか。	・教育課程表	語学としての英語科目を設定しているが、編入学生(学士入学等)が多い入学学生のニーズに鑑み、外国語(英語)による授業の実施の必要性は認められず、2016年カリキュラムにおいても開講しない。	B		
	キャリア教育	99	教育・研究活動の中でキャリア教育を推進しているか。	・大学院案内	通信教育課程の学生の多くは社会人であるため、積極的なキャリア教育は実施していない。税理士試験の科目免除や教員免許状(専修)の取得、研究者養成等を念頭に置き、通学課程の学生と同じ条件で通信教育課程の学生にも大学院法学研究科への学内推薦が可能な制度がある。	B		